

---

---

# 資料編

---

---

# 1 防災関係機関に関する資料

## 資料 1 - 1 防災関係機関一覧表

### 1 村

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
天龍村役場	下伊那郡天龍村平岡878	0260-32-2001
天龍村役場南支所	下伊那郡天龍村神原3929-1	0260-32-3111

### 2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
阿南消防署	下伊那郡阿南町西條417-15	0260-22-3344
阿南消防署和田分署	飯田市南信濃八重河内121	0260-34-5588

### 3 警 察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
阿南警察署	下伊那郡泰阜村温田8447-3	0260-25-0110
阿南警察署天龍村駐在所	下伊那郡天龍村平岡1264	0260-32-2027

### 4 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
危機管理部危機管理防災課	長野市南長野幅下692-2	026-235-7184
下伊那地方事務所	飯田市追手町2-678	0265-23-1111
飯田建設事務所	飯田市追手町2-678	0265-23-1111
下伊那南部建設事務所	下伊那郡天龍村平岡1262-1	0260-32-2155
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678	0265-23-1111

## 5 指定地方行政機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東農政局長野地域センター	長野市旭町1108	026-233-2500
中部森林管理局南信森林管理署上村森林事務所	飯田市上村上町858-10	0260-36-2414
長野労働局飯田労働基準監督署	飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎	0265-22-2635
中部地方整備局飯田国道事務所	飯田市東栄町3350	0265-53-7200
中部地方整備局天竜川上流河川事務所 遠山川砂防出張所	飯田市南信濃八重河内209-5	0260-34-2376
中部電力(株)平岡ダム管理所	下伊那郡天龍村平岡286	0260-32-2291
長野地方气象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-2738

## 6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108	026-233-2108
陸上自衛隊松本駐屯地第13普通科連隊本部	松本市高宮西1-1	0263-26-2766

## 7 指定公共機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町1137-5	026-225-4389 (夜間土休日は局番なしの113か、携帯電話からは0120-444-113)
(株)NTTドコモ長野支店	長野市上千歳町1112-1	026-291-7170
日本放送協会長野放送局	長野市稲葉210-2	026-291-5200
中部電力(株)飯田営業所	飯田市吾妻町100	0120-984-550
日本銀行松本支店	松本市丸の内3-1	0263-34-3500
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
日本赤十字社長野県支部天龍村分区	下伊那郡天龍村平岡878 天龍村役場 住民課	0260-32-2001
日本通運(株)長野支店	須坂市大字井上字砂田1700-1	026-242-5500

日本郵便(株)信越支社	長野市栗田801	026-231-2239
日本郵便(株)平岡郵便局	下伊那郡天龍村平岡581-1	0260-32-2200
日本郵便(株)神原郵便局	下伊那郡天龍村神原1099-2	0260-32-2230
東海旅客鉄道(株) 飯田支店	飯田市上飯田5356	0265-22-7082

## 8 指定地方公共機関及びその現地機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
信越放送(株) (S B C)	長野市問御所町1200	026-237-0500
(株)長野放送 (N B S)	長野市岡田町131-7	026-227-3000
(株)テレビ信州 (T S B)	長野市若里1-1-1	026-227-5511
長野朝日放送(株) (a b n)	長野市栗田989-1	026-223-1000
長野エフエム放送(株) (F M長野)	松本市本庄1-13-5	0263-33-4400
長野県情報ネットワーク協会	長野市大字南長野北石堂町 1177-3 J Aビル内	026-236-2028
信南交通(株)	飯田市大通2-208	0265-22-1801
(公社)長野県トラック協会	長野市南長池710-3	026-254-5151
(一社)長野県L Pガス協会	長野市中御所1-16-13	026-229-8734
(社福)長野県社会福祉協議会	長野市若里7-1-7	026-228-4244

## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(一社)飯田医師会	飯田市大通1-29	0265-22-1800
天龍村社会福祉協議会	下伊那郡天龍村平岡773-2	0260-32-2277
みなみ信州農業協同組合	飯田市北方3852-22	0265-28-1800
飯伊森林組合	飯田市常盤町30	0265-22-0604
天龍村商工会	下伊那郡天龍村平岡914-9	0260-32-2066

## 2 災害危険箇所に関する資料

資料 2-1 危険箇所等総括表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	箇 所 数	
地すべり危険箇所（県農政部所管）	2	
地すべり危険箇所（県建設部所管）	20	
山地災害 危険地	地すべり危険地区（県林務部所管）	7
	山腹崩壊危険地区	54
	崩壊土砂流出危険地区	54
土砂崩壊危険箇所（県農政部所管）	14	
急傾斜地崩壊危険箇所	I	39
	II	65
	III	0
	104	
土石流危険溪流	I	18
	II	16
	III	0
	34	

(注) I 保全人家5戸以上である。(5戸未満であっても公共建物又は要配慮者関連施設がある。)

II 保全人家1～4戸ある。

III 人家はないが、将来人家等の立地が予想される。

資料 2-2 地すべり危険箇所（県農政部所管）

1 下伊那地方事務所関係

No.	番号	箇所名	市町村
1	93	長沼	天龍村
2	94	梨畑	天龍村

資料 2-3 地すべり危険箇所（県建設部所管）

1 飯田砂防事務所関係

No.	番号	箇所名
1	365	折立
2	366	弓場
3	367	福島
4	368	中井侍
5	369	柿の平
6	370	先途
7	371	太田
8	372	野竹
9	373	梨畑
10	374	不生

No.	番号	箇所名
11	375	小城
12	376	戸口
13	377	平岡
14	378	十久保
15	379	引ノ田
16	380	川島
17	381	下山
18	1242	小沢
19	1244	神原
20	1245	中井侍(2)

資料 2-4 急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所区分 I

No.	箇所番号	箇所名
1	41311001	折立
2	41311002	為栗
3	41311003	藁野
4	41311004	清水
5	41311005	遠山口
6	41311006	原
7	41311007	北
8	41311008	田村
9	41311009	中央
10	41311010	満島(2)
11	41311011	弓場
12	41311012	岡本
13	41311013	南中

No.	箇所番号	箇所名
14	41311014	南
15	41311015	南上
16	41311016	うぐす(北)
17	41311017	うぐす(南)
18	41311018	十久保
19	41311019	小沢(1)
20	41311020	小沢(2)
21	41311021	下山
22	41311022	中井侍
23	41311023	中井侍駅上
24	41311024	不生
25	41311025	上平
26	41311026	上平(2)

No.	箇所番号	箇所名
27	41311027	松島
28	41311028	発電所上
29	41311029	大久那(3)
30	41311030	福島
31	41311031	的瀬
32	41311032	下戸口
33	41311033	戸口
34	41311034	倉の平
35	41311035	坂部
36	41311036	坂部(2)
37	41311037	向方
38	41311038	大河内(2)
39	41311039	大河内(1)

危険箇所区分Ⅱ

No.	箇所番号	箇所名
1	41312001	満島(1)
2	41312002	満島(3)
3	41312003	小沢
4	41312004	小沢
5	41312005	下山(1)
6	41312006	下山(2)
7	41312007	下山(3)
8	41312008	下山(4)
9	41312009	中井侍(1)
10	41312010	中井侍(2)
11	41312011	中井侍(3)
12	41312012	不生(4)
13	41312013	不生(2)
14	41312014	不生(3)
15	41312015	小城(2)
16	41312016	小城(1)
17	41312017	上平(3)
18	41312018	引ノ田(2)
19	41312019	引ノ田(1)
20	41312020	途中(1)
21	41312021	途中(2)
22	41312022	長沼(1)
23	41312023	長沼(2)
24	41312024	萬城
25	41312025	長島
26	41312026	連地
27	41312027	郷戸
28	41312028	大久那(1)
29	41312029	大久那(2)
30	41312030	溝ノ田(1)
31	41312031	溝ノ田(2)
32	41312032	田島
33	41312033	明ヶ島

No.	箇所番号	箇所名
34	41312034	中久那
35	41312035	福島
36	41312036	的瀬
37	41312037	中組
38	41312038	中組(2)
39	41312039	中組(1)
40	41312040	足瀬(2)
41	41312041	足瀬(3)
42	41312042	足瀬(1)
43	41312043	見遠
44	41312044	戸口(2)
45	41312045	倉ノ平(2)
46	41312046	倉ノ平(3)
47	41312047	倉ノ平(4)
48	41312048	太田(1)
49	41312049	太田(2)
50	41312050	向方(4)
51	41312051	向方(3)
52	41312052	向方(1)
53	41312053	向方(5)
54	41312054	向方(2)
55	41312055	川島(3)
56	41312056	川島(1)
57	41312057	川島(2)
58	41312058	野竹
59	41312059	向方(6)
60	41312060	神原
61	41312061	中河内(2)
62	41312062	中河内(1)
63	41312063	大河内
64	41312064	大河内(3)
65	41312065	大河内(4)

(注) 箇所番号…上3桁：市町村コード。上4桁目：斜面区分（1：自然、2：人口）。

上5桁目：危険箇所区分（1：Ⅰ、2：Ⅱ、3：Ⅲ）。下3桁：箇所番号

資料 2-5 土石流危険渓流

危険箇所区分Ⅰ

No.	河川名	渓流名	渓流番号	
1	天竜川	月沢川	41311001	
2	和知野川	長島	41311002	
3	天竜川	田村沢川(1)	41311003	
4		田村沢川(2)	41311004	
5		紙沢川	41311005	
6		弓場川	41311006	
7		洞沢川	41311007	
8		所蛇川	41311008	
9		北沢	41311009	
10		南沢	41311010	
11		大河内川	向沢	41311011
12			宮ノ沢	41311012
13	大河内(1)		41311013	
14	小屋野川		41311014	
15	早木戸川	浪合川(3)	41311015	
16		浪合川(2)	41311016	
17		浪合川(1)	41311017	
18	大河内川	大河内(2)	41311018	

危険箇所区分Ⅱ

No.	河川名	渓流名	渓流番号
1	大河内川	丁地沢	41312001
2	天竜川	小沢	41312002
3	早木戸川	日代川(2)	41312003
4		田井沢	41312004
5		明ヶ島川	41312005
6	大河内川	柳島(1)	41312006
7		柳島(2)	41312007
8		中河内川	41312008
9	虫川	神原	41312009
10	大河内川	大河内(3)	41312010
11		大河内(4)	41312011
12		軒山沢	41312012
13		シंगा沢	41312013
14		大河内(5)	41312014
15		大河内(6)	41312015
16		大河内(7)	41312016

(注) 渓流番号…上3桁：市町村コード。上4桁目：直轄・県区分（0：直轄、1：県）。

上5桁目：渓流区分（1：Ⅰ、2：Ⅱ、3：Ⅲ）。下3桁：渓流番号

資料 2-6 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（土石流）

（様式第1-2号）

概 要 書 （ 1 / 1 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積(m <sup>2</sup> )	延長		
			戸数	(m <sup>2</sup> )	(m)	戸数		(m)		
土石流	神原	D06-413-001	1	100,358		0	2,928		8	
土石流	柳島(1)	D06-413-002	0	949		0	76		5	
土石流	柳島(2)	D06-413-003	1	37,561		0	16,422		5	
土石流	中河内川	D06-413-004	0	58,654		0	37,596		5	
土石流	大河内(3)	D06-413-005	1	6,161					6	
土石流	大河内(4)	D06-413-006	1	15,934		0	750		6	
土石流	向沢	D06-413-007	4	21,332		0	628		6	
土石流	大河内(1)	D06-413-008	5	20,228		0	84		6	
土石流	小屋野沢	D06-413-009	1	34,798		1	5,236		6・7	
土石流	大河内(5)	D06-413-010	0	47,764		0	144		6・7	
土石流	大河内(6)	D06-413-011	0	52,730		0	172		6・7	
土石流	大河内(2)	D06-413-012	0	30,024		0	734		7	
土石流	大河内(7)	D06-413-013	0	2,500		0	416		7	
土石流	浪合川(1)-1	D06-413-014	0	65,723		0	621		6・7	
土石流	浪合川(1)-2	D06-413-015	0	68,493		0	1,747		6・7	
土石流	浪合川(2)	D06-413-016	0	5,507		0	1,607		6・7	
土石流	浪合川(3)	D06-413-017	0	26,206		0	6,152		6・7	
土石流	シンガ沢	D06-413-018	4	8,593		0	165		6・7	
土石流	宮ノ沢	D06-413-019	3	16,328		1	3,600		6	
土石流	軒山沢	D06-413-020	5	16,389		0	245		6	
土石流	明ヶ島川	D06-413-021	0	41,696		1	26,271		4	
土石流	田井沢	D06-413-022	1	6,291		0	735		4	
土石流	日代川(2)	D06-413-023	1	16,635		1	12,525		4	
土石流	丁地沢	D06-413-024	2	10,981					3	
土石流	長島	D06-413-025	0	25,915		0	9		1	
土石流	月沢川	D06-413-026	0	2,739		0	257		1	
土石流	田村沢川(1)	D06-413-027	111	135,332		0	154		2	
土石流	田村沢川(2)	D06-413-028	95	144,187					2	
土石流	紙沢川	D06-413-029	80	127,352					2	
土石流	弓場川	D06-413-030	61	106,930					2	
土石流	洞沢川	D06-413-031	71	103,665		0	670		2	
土石流	所蛇川	D06-413-032	11	35,377		7	12,885		2	
土石流	北沢	D06-413-033	9	39,489					3	
土石流	南沢	D06-413-034	9	53,489		0	52		3	
土石流	小沢	D06-413-035	0	13,689					3	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

資料 2-7 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（地すべり）

（様式第1-2号）

概 要 書（ 1 / 2 ）

（警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表）

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積(m <sup>2</sup> )	延長		
			戸数	(m <sup>2</sup> )	(m)	戸数		(m)		
地すべり	折立A	J06-413-001A	12	161,388				1		
地すべり	弓場A	J06-413-002A	6	14,070				2		
地すべり	弓場B	J06-413-002B	10	14,070				2		
地すべり	弓場B	J06-413-002C	3	16,349				2		
地すべり	弓場D	J06-413-002D	20	44,744				2		
地すべり	平岡A	J06-413-003A	3	3,587				2		
地すべり	平岡B	J06-413-003B	2	3,435				2		
地すべり	平岡C	J06-413-003C	5	2,975				2		
地すべり	平岡D	J06-413-003D	2	10,074				2		
地すべり	平岡E	J06-413-003E	2	6,952				2		
地すべり	平岡F	J06-413-003F	2	3,237				2		
地すべり	平岡G	J06-413-003G	1	5,486				2		
地すべり	平岡H	J06-413-003H	1	3,097				2		
地すべり	平岡I	J06-413-003I	0	3,299				2		
地すべり	平岡J	J06-413-003J	2	4,524				2		
地すべり	平岡K	J06-413-003K	25	62,004				2		
地すべり	平岡M	J06-413-003M	14	18,404				2		
地すべり	平岡N	J06-413-003N	11	13,605				2		
地すべり	平岡O	J06-413-003O	15	15,820				2		
地すべり	平岡P	J06-413-003P	17	19,453				2		
地すべり	平岡Q	J06-413-003Q	5	3,181				2		
地すべり	平岡R	J06-413-003R	27	51,202				2		
地すべり	平岡S	J06-413-003S	7	14,669				2		
地すべり	平岡T	J06-413-003T	5	10,021				2		
地すべり	福島A	J06-413-004A	23	77,278				3		
地すべり	福島B	J06-413-004B	2	39,744				3		
地すべり	戸口A	J06-413-005A	6	33,458				4		
地すべり	戸口B	J06-413-005B	1	10,305				4		
地すべり	戸口C	J06-413-005C	2	25,782				4		
地すべり	戸口D	J06-413-005D	1	9,207				4		
地すべり	十久保A	J06-413-006A	6	60,649				3		
地すべり	十久保B	J06-413-006B	1	31,818				3		
地すべり	小沢A	J06-413-007A	1	22,108				3		
地すべり	小沢B	J06-413-007B	0	14,093				3		
地すべり	下山A	J06-413-008A	11	55,020				3		
地すべり	下山B	J06-413-008B	2	18,988				3		

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概要書 ( 2 / 2 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
地すべり	中井侍(2)A	J06-413-009A	1	20,541				7		
地すべり	不生A	J06-413-010A	1	23,627				7		
地すべり	不生B	J06-413-010B	0	13,499				7		
地すべり	太田A	J06-413-011A	1	15,066				7		
地すべり	小域A	J06-413-012A	0	12,536				9		
地すべり	引ノ田A	J06-413-013A	3	26,311				9		
地すべり	柿の平A	J06-413-014A	0	45,278				8		
地すべり	柿の平B	J06-413-014B	2	68,026				8		
地すべり	柿の平C	J06-413-014C	2	45,592				8		
地すべり	先途A	J06-413-015A	0	17,963				8		
地すべり	先途B	J06-413-015B	1	45,003				8		
地すべり	神原A	J06-413-016A	1	14,225				6		
地すべり	神原B	J06-413-016B	1	22,107				6		
地すべり	川島A	J06-413-017A	0	55,338				5		
地すべり	川島B	J06-413-017B	7	61,130				5		
地すべり	野竹A	J06-413-018A	0	11,167				5		
地すべり	野竹B	J06-413-018B	2	7,307				5		
地すべり	野竹C	J06-413-018C	2	8,492				5		
地すべり	下山(2)A	J06-413-202A	2	30,800				3		
地すべり	下大平A	J06-413-203A	2	17,119				7		
地すべり	下大平B	J06-413-203B	9	35,031				7		
地すべり	下大平C	J06-413-203C	0	7,850				7		
地すべり	坂部A	J06-413-204A	1	9,359				8		
地すべり	坂部B	J06-413-204B	2	12,112				8		
地すべり	坂部C	J06-413-204C	0	6,337				8		
地すべり	坂部D	J06-413-204D	4	11,585				8		
地すべり	坂部E	J06-413-204E	8	11,651				8		
地すべり	横畑A	J06-413-206A	5	13,699				5		
地すべり	横畑B	J06-413-206B	0	9,178				5		
地すべり	横畑C	J06-413-206C	2	5,199				5		
地すべり	横畑D	J06-413-206D	3	22,520				5		
地すべり	長沼A	J06-413-401A	3	36,868				2		
地すべり	梨畑A	J06-413-402A	3	42,909				5		
地すべり	梨畑B	J06-413-402B	1	6,668				5		
地すべり	梨畑C	J06-413-402C	5	16,218				5		
地すべり	梨畑D	J06-413-402D	1	12,877				5		
地すべり	梨畑E	J06-413-402E	0	3,509				5		
地すべり	梨畑F	J06-413-402F	0	6,042				5		
地すべり	梨畑G	J06-413-402G	0	11,157				5		
地すべり	梨畑H	J06-413-402H	0	3,342				5		
地すべり	梨畑I	J06-413-402I	0	10,585				5		
地すべり	梨畑J	J06-413-402J	1	4,261				5		

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

資料 2-8 土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域の概要（急傾斜）

(様式第2-2号)

概 要 書 ( 1 / 9 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
急傾斜	為栗	K06-413-001	1	13,513	86.8	1	8,534	86.8	1/21	
急傾斜	折立(1)	K06-413-002	2	7,888	150	0	0	0	2/20, 10/20	
急傾斜	折立(2)	K06-413-003	1	1,576	40.8	1	749	40.8	10/21	
急傾斜	折立(3)	K06-413-004	2	10,181	82.3	0	7,318	82.3	10/21	
急傾斜	折立(4)	K06-413-005	1	3,352	62.7	0	1,496	62.7	10/21	
急傾斜	折立(5)	K06-413-006	2	4,147	77.1	1	1,524	77.1	10/21	
急傾斜	折立(6)	K06-413-007	1	3,797	39.2	1	2,246	39.2	10/21	
急傾斜	清水	K06-413-008	3	22,455	230.3	0	12,751	230.3	9/21	
急傾斜	藁野	K06-413-009	3	25,420	212.4	0	14,869	212.4	9/21	
急傾斜	遠山口(1)	K06-413-010	1	5,553	59.9	1	2,569	59.9	9/21	
急傾斜	遠山口(2)	K06-413-011	3	17,393	160	1	10,648	160	9/21	
急傾斜	遠山口(3)	K06-413-012	2	7,411	69	0	3,504	69	9/21	
急傾斜	東原	K06-413-013	1	6,675	82.1	0	2,568	82.1	9/21	
急傾斜	西原(1)	K06-413-014	3	21,106	273	0	10,946	273	9/21	
急傾斜	西原(2)	K06-413-015	0	3,294	120.5	0	140	104	9/21	
急傾斜	西原(3)	K06-413-016	0	37,926	379.5	0	25,637	379.5	9/21	
急傾斜	北(1)	K06-413-017	1	3,348	34.8	0	1,639	34.8	8/21, 9/21	
急傾斜	北(2)	K06-413-018	3	3,326	72.3	2	1,336	72.3	8/21, 9/21	
急傾斜	北(3)	K06-413-019	4	9,924	150.2	0	4,771	150.2	8/21, 9/21	
急傾斜	北(4)	K06-413-020	2	1,752	37	0	0	0	8/21, 9/21	
急傾斜	北(8)	K06-413-021	2	1,395	59.7	0	35	27.4	8/21	
急傾斜	北(7)	K06-413-022	1	1,593	56.5	0	267	31.7	8/21	
急傾斜	北(6)	K06-413-023	7	2,275	92.3	0	230	32.2	8/21	
急傾斜	北(5)	K06-413-024	1	1,015	44.8	0	0	0	8/21	
急傾斜	田村(1)	K06-413-025	2	2,444	46.9	1	811	46.9	8/21	
急傾斜	田村(2)	K06-413-026	2	1,823	70	0	0	0	8/21	
急傾斜	田村(3)	K06-413-027	4	2,440	62.6	0	693	62.6	8/21	
急傾斜	田村(4)	K06-413-028	9	6,471	104.5	2	1,114	53.9	8/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

## 概 要 書 ( 2 / 9 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
急傾斜	田村(5)	K06-413-029	21	19,978	331.5	4	6,564	304.5	8/21	
急傾斜	余野(1)	K06-413-030	1	2,295	42.1	0	1,723	42.1	8/21	
急傾斜	余野(2)	K06-413-031	1	12,508	114.9	1	7,510	114.9	8/21	
急傾斜	長野(1)	K06-413-032	2	1,400	53.8	0	231	53.8	8/21	
急傾斜	弓場	K06-413-033	3	7,574	84	1	4,102	84	8/21	
急傾斜	岡本(1)	K06-413-034	9	18,568	168.4	3	10,712	168.4	8/21	
急傾斜	岡本(2)	K06-413-035	5	10,331	137.4	0	4,392	137.4	8/21	
急傾斜	岡本(3)	K06-413-036	1	1,723	63.4	0	688	63.4	8/21	
急傾斜	長野(2)	K06-413-037	6	5,209	119.5	2	1,414	97.8	8/21	
急傾斜	南下	K06-413-038	6	4,740	123.2	0	1,191	123.2	8/21	
急傾斜	南中	K06-413-039	9	2,965	109.8	0	183	40.2	8/21	
急傾斜	南上(1)	K06-413-040	9	8,720	295.7	0	0	0	8/21	
急傾斜	栄町(1)	K06-413-041	1	2,096	59.6	0	567	59.6	8/21	
急傾斜	栄町(2)	K06-413-042	12	6,732	151.5	0	787	60.1	8/21	
急傾斜	南上(2)	K06-413-043	9	34,199	262.5	0	21,349	262.5	8/21	
急傾斜	栄町(3)	K06-413-044	2	12,589	101.1	2	7,318	101.1	8/21	
急傾斜	浄心の滝(1)	K06-413-045	0	20,851	237.8	0	11,920	237.8	7/21	
急傾斜	浄心の滝(2)	K06-413-046	0	14,455	146.6	0	0	0	7/21	
急傾斜	うぐす(北)	K06-413-047	8	21,550	213	2	10,131	213	6/21	
急傾斜	うぐす(南)(2)	K06-413-048	4	15,588	216	0	5,090	200	6/21	
急傾斜	うぐす(南)(1)	K06-413-049	1	1,289	31.2	0	332	31.2	6/21	
急傾斜	うぐす(南)(3)	K06-413-050	5	7,945	183	0	2,590	173.7	6/21	
急傾斜	十久保(5)	K06-413-051	1	682	21.1	0	219	17.2	6/21, 11/21	
急傾斜	十久保(6)	K06-413-052	1	1,849	37.8	1	674	37.8	11/21	
急傾斜	十久保(7)	K06-413-053	1	4,394	34	0	2,552	34	11/21	
急傾斜	十久保(2)	K06-413-054	0	11,861	126.5	0	5,048	126.5	6/21	
急傾斜	十久保(1)	K06-413-055	0	914	28.9	0	122	13.9	6/21	
急傾斜	十久保(3)	K06-413-056	4	42,733	393.6	2	24,619	393.6	6/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

## 概 要 書 ( 3 / 9 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
急傾斜	十久保(4)	K06-413-057	1	662	31.4	0	39	31.4	6/21	
急傾斜	小沢(1)	K06-413-058	1	19,834	165.6	1	11,492	165.6	11/21	
急傾斜	小沢(2)	K06-413-059	1	10,358	142.3	1	5,425	142.3	11/21	
急傾斜	小沢(3)	K06-413-060	1	10,435	103.4	1	5,729	103.4	11/21	
急傾斜	小沢(4)	K06-413-061	4	24,397	240.2	3	15,172	240.2	11/21	
急傾斜	小沢(5)	K06-413-062	3	13,317	112.9	3	7,890	112.9	11/21	
急傾斜	下山(2)	K06-413-063	1	16,151	100.5	1	10,819	100.5	11/21	
急傾斜	下山(1)	K06-413-064	1	3,105	53.4	0	1,121	53.4	11/21	
急傾斜	下山(3)	K06-413-065	1	4,499	55.1	1	2,206	55.1	11/21	
急傾斜	下山(4)	K06-413-066	1	7,107	62.2	0	3,597	62.2	11/21	
急傾斜	下山(5)	K06-413-067	1	3,437	59	1	1,610	59	11/21	
急傾斜	下山(6)	K06-413-068	8	50,046	498.5	4	26,665	498.5	11/21	
急傾斜	下山(7)	K06-413-069	1	15,726	172.7	0	9,146	172.7	11/21	
急傾斜	下山(8)	K06-413-070	1	1,457	44	1	307	36.4	11/21	
急傾斜	下山(9)	K06-413-071	2	7,030	99.4	1	2,851	99.4	11/21	
急傾斜	中井侍(1)	K06-413-072	1	33,834	211	0	24,095	211	12/21	
急傾斜	中井侍(2)	K06-413-073	1	7,246	52.6	1	4,442	52.6	12/21	
急傾斜	中井侍(3)	K06-413-074	2	6,445	107.2	2	2,019	107.2	12/21	
急傾斜	中井侍(4)	K06-413-075	1	1,302	36	0	366	36	12/21	
急傾斜	中井侍(5)	K06-413-076	2	6,814	117.4	1	2,243	117.4	12/21	
急傾斜	中井侍(6)	K06-413-077	2	8,620	92.3	1	4,501	92.3	12/21	
急傾斜	中井侍(7)	K06-413-078	2	2,908	57.7	1	984	57.7	12/21	
急傾斜	中井侍(8)	K06-413-079	1	1,002	31	1	164	31	12/21	
急傾斜	中井侍(9)	K06-413-080	1	863	25.4	1	321	20.4	12/21	
急傾斜	中井侍(10)	K06-413-081	1	2,074	26.3	0	689	26.3	12/21	
急傾斜	中井侍駅上	K06-413-082	1	4,062	41.9	1	2,082	41.9	12/21,15/21	
急傾斜	中井侍(11)	K06-413-083	1	8,878	111.3	0	3,682	111.3	12/21,15/21	
急傾斜	中井侍(12)	K06-413-084	1	3,566	47.8	1	1,436	47.8	12/21,15/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

## 概 要 書 ( 4 / 9 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
急傾斜	不生(1)	K06-413-085	0	1,358	41	0	281	36.8	15/21	
急傾斜	不生(2)	K06-413-086	0	6,368	51	0	3,776	51	15/21	
急傾斜	不生(3)	K06-413-087	2	18,156	165.9	1	10,839	165.9	15/21	
急傾斜	不生(4)	K06-413-088	1	4,874	107.3	0	2,887	107.3	15/21	
急傾斜	不生(5)	K06-413-089	1	6,608	27.1	0	5,123	27.1	15/21	
急傾斜	不生(6)	K06-413-090	1	2,695	44.7	1	921	44.7	15/21	
急傾斜	不生(7)	K06-413-091	1	12,989	113	0	8,866	80.6	15/21	
急傾斜	不生(8)	K06-413-092	1	5,681	38.8	1	3,484	38.8	15/21	
急傾斜	不生(9)	K06-413-093	1	18,713	84.7	0	14,332	84.7	15/21	
急傾斜	不当(1)	K06-413-094	1	7,273	32.1	1	4,933	32.1	15/21	
急傾斜	不当(2)	K06-413-095	1	2,955	31	1	1,020	31	15/21	
急傾斜	不当(3)	K06-413-096	1	1,734	86	0	0	0	15/21	
急傾斜	途中(1)	K06-413-097	1	3,585	46.8	1	2,464	46.8	14/21	
急傾斜	途中(2)	K06-413-098	1	17,982	180.6	0	0	0	14/21	
急傾斜	途中(3)	K06-413-099	2	11,279	114.1	0	5,651	114.1	14/21	
急傾斜	途中(4)	K06-413-100	2	5,597	83	2	2,363	83	14/21	
急傾斜	上平(1)	K06-413-101	0	5,481	107.9	0	1,725	107.9	14/21	
急傾斜	上平(3)	K06-413-102	1	15,767	187.8	0	0	0	14/21	
急傾斜	上平(2)	K06-413-103	3	16,887	207.4	3	12,884	207.4	14/21	
急傾斜	上平(4)	K06-413-104	4	41,645	356.9	2	26,862	356.9	14/21	
急傾斜	上平(5)	K06-413-105	1	8,193	203.4	0	2,463	203.4	14/21	
急傾斜	上平(6)	K06-413-106	1	5,823	88.3	1	2,213	88.3	13/21	
急傾斜	上平(7)	K06-413-107	1	7,208	163	0	5,579	163	13/21	
急傾斜	所沢	K06-413-108	1	23,401	169.9	1	15,515	169.9	13/21	
急傾斜	引ノ田(1)	K06-413-109	1	4,780	44.1	1	2,612	44.1	13/21	
急傾斜	引ノ田(2)	K06-413-110	1	11,110	15.4	0	8,655	15.4	13/21	
急傾斜	小城(1)	K06-413-111	2	15,840	166.2	1	8,900	166.2	13/21	
急傾斜	小城(2)	K06-413-112	2	8,681	81.8	1	5,120	81.8	13/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

## 概 要 書 ( 5 / 9 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
急傾斜	引ノ田 (3)	K06-413-113	2	36,508	198.4	1	26,713	198.4	13/21	
急傾斜	引ノ田 (4)	K06-413-114	1	4,408	74.4	0	1,879	74.4	13/21	
急傾斜	坂部 (1)	K06-413-115	0	15,004	127.7	0	9,077	127.7	16/21	
急傾斜	坂部 (2)	K06-413-116	2	4,100	78.6	0	1,829	78.6	16/21	
急傾斜	坂部 (3)	K06-413-117	5	10,899	128.1	1	5,538	128.1	16/21	
急傾斜	坂部 (4)	K06-413-118	1	804	22.2	0	233	22.2	16/21	
急傾斜	坂部 (6)	K06-413-119	3	13,065	58.2	0	10,014	58.2	16/21	
急傾斜	坂部 (5)	K06-413-120	1	4,037	72.5	0	0	0	16/21	
急傾斜	坂部 (7)	K06-413-121	1	1,636	34.5	0	457	34.5	16/21	
急傾斜	坂部 (8)	K06-413-122	1	3,436	28.7	0	1,851	28.7	16/21	
急傾斜	太田 (1)	K06-413-123	1	2,722	8.7	0	0	0	15/21	
急傾斜	太田 (2)	K06-413-124	1	6,147	64.4	1	3,251	64.4	15/21	
急傾斜	先途	K06-413-125	0	3,011	85.3	0	798	85.3	16/21	
急傾斜	倉ノ平 (3)	K06-413-126	5	25,016	219.9	3	19,166	219.9	12/21	
急傾斜	倉ノ平 (1)	K06-413-127	1	1,949	72.3	1	393	72.3	11/21	
急傾斜	倉ノ平 (2)	K06-413-128	1	11,383	98.3	1	6,540	98.3	11/21	
急傾斜	福島 (6)	K06-413-130	2	8,694	82.6	2	3,966	82.6	6/21	
急傾斜	福島 (5)	K06-413-131	1	4,107	43.3	0	1,504	43.3	6/21	
急傾斜	福島 (4)	K06-413-132	1	3,264	19	0	1,560	19	6/21	
急傾斜	福島 (3)	K06-413-133	1	7,082	74.9	1	4,666	74.9	6/21	
急傾斜	福島 (2)	K06-413-134	2	5,729	66.2	0	0	0	6/21	
急傾斜	福島 (1)	K06-413-135	4	24,364	201.7	1	13,823	201.7	6/21	
急傾斜	的瀬 (1)	K06-413-136	0	7,808	122.5	0	3,060	122.5	6/21	
急傾斜	的瀬 (2)	K06-413-137	1	1,914	48.5	1	656	48.5	6/21	
急傾斜	的瀬 (3)	K06-413-138	1	1,436	57.8	0	0	0	6/21	
急傾斜	的瀬 (4)	K06-413-139	2	10,213	97.4	1	5,023	97.4	6/21	
急傾斜	中組 (1)	K06-413-140	2	35,710	291.9	2	22,133	291.9	5/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

## 概 要 書 ( 6 / 9 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
急傾斜	中組(2)	K06-413-141	2	7,349	61.4	1	5,403	61.4	5/21	
急傾斜	中組(3)	K06-413-142	1	3,765	87.9	0	1,259	87.9	5/21	
急傾斜	中組(4)	K06-413-143	1	5,249	55.3	0	2,153	55.3	5/21	
急傾斜	中組(5)	K06-413-144	1	4,093	119.9	0	1,112	119.9	5/21	
急傾斜	戸口(1)	K06-413-145	0	64,038	323.3	0	51,733	323.3	5/21	
急傾斜	戸口(2)	K06-413-146	3	13,497	134.1	1	9,786	134.1	5/21	
急傾斜	足瀬(1)	K06-413-148	1	4,676	46.7	1	1,415	46.7	5/21	
急傾斜	足瀬(2)	K06-413-149	1	2,109	57.7	0	573	57.7	5/21	
急傾斜	足瀬(3)	K06-413-150	1	1,526	19.7	0	744	19.7	5/21	
急傾斜	足瀬(4)	K06-413-151	2	3,356	61.4	1	1,320	61.4	5/21	
急傾斜	足瀬(5)	K06-413-152	2	4,729	71.5	1	1,489	71.5	5/21	
急傾斜	足瀬(6)	K06-413-153	1	1,263	46.2	0	347	46.2	5/21	
急傾斜	足瀬(7)	K06-413-154	1	1,828	39.9	1	686	39.9	5/21	
急傾斜	足瀬(8)	K06-413-155	1	9,340	97.4	0	3,865	97.4	5/21	
急傾斜	向方(1-1)	K06-413-156-1	1	2,076	56.8	0	0	0	18/21	
急傾斜	向方(1-2)	K06-413-156-2	1	631	18.8	0	0	0	18/21	
急傾斜	向方(2)	K06-413-157	1	3,818	27.6	0	0	0	17/21,18/21	
急傾斜	向方(3)	K06-413-158	2	17,288	161.4	0	10,759	161.4	17/21,18/21	
急傾斜	向方(4)	K06-413-159	1	546	3.5	1	132	3.5	18/21	
急傾斜	向方(5)	K06-413-160	1	765	27	1	167	27	18/21	
急傾斜	向方(6)	K06-413-161	1	1,669	67.8	1	233	33.6	18/21	
急傾斜	向方(7)	K06-413-162	1	1,760	77.8	0	175	24.5	18/21	
急傾斜	向方(8)	K06-413-163	1	2,414	52.4	0	819	52.4	18/21	
急傾斜	向方(9)	K06-413-164	1	1,312	34.2	1	382	34.2	18/21	
急傾斜	向方(10)	K06-413-165	1	6,536	69.9	1	2,725	69.9	18/21	
急傾斜	向方(11)	K06-413-166	1	4,293	48.2	1	1,804	48.2	18/21	
急傾斜	向方(12)	K06-413-167	1	6,982	98.1	0	4,951	98.1	18/21	
急傾斜	向方(13)	K06-413-168	1	3,864	75.5	1	1,270	75.5	18/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

## 概 要 書 ( 7 / 9 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
急傾斜	中河内 (1)	K06-413-169	0	899	32.9	0	188	32.9	19/21	
急傾斜	中河内 (2)	K06-413-170	2	31,270	258.8	0	17,786	258.8	19/21	
急傾斜	大河内 (1)	K06-413-171	2	6,000	74.9	1	2,336	74.9	20/21	
急傾斜	大河内 (2)	K06-413-172	10	50,341	527.5	6	30,109	527.5	20/21	
急傾斜	大河内 (3)	K06-413-173	5	19,243	222	1	8,195	222	20/21	
急傾斜	大河内 (4)	K06-413-174	1	4,136	75.4	0	1,729	75.4	20/21	
急傾斜	大河内 (5)	K06-413-175	1	3,045	35	0	1,024	35	20/21	
急傾斜	大河内 (6)	K06-413-176	15	65,272	582.5	5	37,019	582.5	20/21	
急傾斜	大河内 (7)	K06-413-177	3	10,998	118.4	0	4,701	118.4	20/21	
急傾斜	オミノ沢 (1)	K06-413-178	0	2,414	39	0	1,096	39	21/21	
急傾斜	オミノ沢 (2)	K06-413-179	2	1,781	42.2	1	852	42.2	21/21	
急傾斜	オミノ沢 (3)	K06-413-180	1	1,290	35.7	1	477	35.7	21/21	
急傾斜	大河内 (8)	K06-413-181	0	2,348	34.6	0	880	34.6	20/21	
急傾斜	川島 (1)	K06-413-182	2	2,963	68.6	0	616	23.9	17/21	
急傾斜	川島 (2)	K06-413-183	1	1,748	59.9	0	0	0	17/21	
急傾斜	川島 (3)	K06-413-184	1	4,103	81.5	1	1,442	81.5	17/21	
急傾斜	川島 (4)	K06-413-185	1	2,270	75.9	0	528	75.9	17/21	
急傾斜	川島 (5)	K06-413-186	6	10,304	223.2	4	2,564	196.3	17/21	
急傾斜	川島 (6)	K06-413-187	0	1,341	43.1	0	313	43.1	17/21	
急傾斜	川島 (7)	K06-413-188	0	20,296	207.9	0	10,188	207.9	17/21	
急傾斜	川島 (8)	K06-413-189	1	3,549	72.8	0	0	0	17/21	
急傾斜	川島 (9)	K06-413-190	0	1,882	70.2	0	0	0	17/21	
急傾斜	野竹 (1)	K06-413-191	1	8,444	84.8	1	4,609	84.8	17/21	
急傾斜	野竹 (2)	K06-413-192	1	15,505	224	0	7,869	224	17/21	
急傾斜	梨畑 (1)	K06-413-193	1	1,101	35.4	1	283	35.4	17/21	
急傾斜	梨畑 (2)	K06-413-194	1	2,524	37.4	0	1,040	37.4	17/21	
急傾斜	梨畑 (3)	K06-413-195	1	26,164	367.5	1	14,441	367.5	17/21	
急傾斜	梨畑 (4)	K06-413-196	2	1,004	26.7	1	270	26.7	17/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

## 概 要 書 ( 8 / 9 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
急傾斜	梨畑(5)	K06-413-197	1	1,245	40.4	1	287	40.4	17/21	
急傾斜	梨畑(6)	K06-413-198	1	793	27.1	1	195	27.1	17/21	
急傾斜	明ヶ島(3)	K06-413-199	1	1,612	44.1	0	512	44.1	5/21	
急傾斜	明ヶ島(2)	K06-413-200	1	2,038	83.5	1	570	83.5	5/21	
急傾斜	明ヶ島(1)	K06-413-201	2	13,619	170	2	7,316	170	4/21,5/21	
急傾斜	田島(1)	K06-413-202	1	4,579	75.8	0	1,785	75.8	4/21	
急傾斜	田島(2)	K06-413-203	1	6,478	66.1	1	2,826	66.1	4/21	
急傾斜	中久那(2)	K06-413-204	1	3,800	40.1	1	2,286	40.1	4/21	
急傾斜	中久那(1)	K06-413-205	1	3,132	48.9	1	1,626	48.9	4/21	
急傾斜	大久那(4)	K06-413-206	1	9,243	90.6	0	8,061	90.6	4/21	
急傾斜	大久那(5)	K06-413-207	3	15,446	113.1	1	9,138	113.1	4/21	
急傾斜	大久那(6)	K06-413-208	1	4,795	87.2	1	1,750	87.2	4/21	
急傾斜	大久那(7)	K06-413-209	1	1,824	45	0	0	0	4/21	
急傾斜	大久那(1)	K06-413-210	1	16,490	245.3	0	13,497	245.3	4/21	
急傾斜	大久那(2)	K06-413-211	1	2,789	59.3	0	914	59.3	4/21	
急傾斜	大久那(3)	K06-413-212	1	5,603	77.8	1	3,167	77.8	4/21	
急傾斜	見遠	K06-413-213	1	7,201	64.8	1	4,010	64.8	3/21	
急傾斜	合戸(1)	K06-413-214	1	9,640	87.4	0	5,402	87.4	3/21	
急傾斜	合戸(2)	K06-413-215	1	3,769	93.3	1	1,161	93.3	3/21	
急傾斜	松島(2)	K06-413-216	4	9,405	81	0	5,238	81	8/21	
急傾斜	松島(1)	K06-413-217	9	38,545	295.9	1	23,465	295.9	8/21	
急傾斜	松島(3)	K06-413-218	2	8,450	70.44	1	4,644	70.44	8/21	
急傾斜	松島(4)	K06-413-219	2	631	22.7	1	129	22.7	8/21	
急傾斜	松島(5)	K06-413-220	1	811	25	0	180	25	8/21	
急傾斜	長沼(3)	K06-413-221	1	1,102	38.8	1	244	38.8	7/21	
急傾斜	長沼(2)	K06-413-222	1	2,545	66.8	1	783	66.8	7/21	
急傾斜	長沼(1)	K06-413-223	1	15,102	185.1	0	0	0	7/21	
急傾斜	長島宇連(1)	K06-413-224	1	3,432	30	1	1,426	30	2/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第2-2号)

## 概 要 書 ( 9 / 9 )

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名 天龍村

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
急傾斜	長島宇連 (2)	K06-413-225	1	11,476	206.7	0	0	0	2/21	
急傾斜	萬城 (1)	K06-413-226	2	13,874	114.9	0	6,955	114.9	2/21	
急傾斜	萬城 (2)	K06-413-227	2	12,411	217.7	0	4,306	217.7	2/21	
急傾斜	長島宇連 (3)	K06-413-228	1	7,389	59.8	0	6,462	59.8	2/21	
急傾斜	長島宇連 (4)	K06-413-229	1	5,958	59.5	1	2,806	59.5	2/21	
急傾斜	信濃恋し	K06-413-230	1	4,993	50.6	1	3,306	50.6	1/21	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

### 3 水防に関する資料

#### 資料 3 - 1 雨量観測所

(平成 26 年度長野県水防計画書より)

所 属	観測所名	水系名	河川名	位 置	備 考
中部電力(株)	平岡ダム	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡286	自記
村	天龍村役場	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡878	自記テレメーター
J R 東海	平岡駅	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村平岡316	I C 式雨量計
J R 東海	伊那小沢駅	天竜川	天竜川	下伊那郡天龍村1876	I C 式雨量計

#### 資料 3 - 2 天竜川水系水位観測所

(平成26年度長野県水防計画書より)

所 属	観測所名	河川名	位 置	備 考
中部電力(株)	平岡ダム	天竜川	下伊那郡天龍村平岡286	自記

#### 資料 3 - 3 水防倉庫所在地

(平成26年度長野県水防計画書より)

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単独別、市町村有及び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月
防災資機材倉庫	天龍村	備	天龍村平岡1549	平 4 . 2

## 資料 3-4 水防倉庫備蓄品目一覧

(平成26年 9 月 1 日現在)

品 目	数 量	備 考
大型発電機	1 台	
発電機	2 台	
ガソリン用タンク	1 個	
投光器	1 個	
投光器用三脚	3 台	
とびくち	16本	
防火用バケツ	25個	
スコップ	25本	
掛矢	18本	
ツルハシ	3 本	
木くい	9 本	
ナイロンロープ (黄・黒)	4 卷	
荒縄	2 卷	
針金	3 卷	
針金用カッター (大)	3 本	
針金用カッター (小)	7 本	
シノ	13本	
土のう袋	1,250袋	
ブルーシート	14枚	
吹き流し	3 枚	

資料 3-5 重要水防区域

(平成26年度長野県水防計画書より)

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
天龍村	天竜川	国	一級	左右	A	橋梁	1	鶯巣～福島(天竜川橋)	11.0	工作物	
	天竜川	国	一級	左	A	610	1	平岡	16.4	堤防高	積土のう
	天竜川	国	一級	左	A	610	1	平岡	16.4	堤防断面	
	天竜川	国	一級	右	A	380	1	平岡	16.4	堤防高	積土のう
	天竜川	国	一級	右	A	380	1	平岡	16.4	堤防断面	
	国計	国	一級			1,980	5	平岡	16.4		
	早木戸川	県	一級	左	B	140	1	川島	1.5	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
	県計					140	1				
	恵平沢	村	準用	左右	B	150	1	平岡郵便局横	1.6	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
					B	50	1				
	所蛇川	村	普通	左右	B	150	1	栄町	1.5	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
					B	200	1				
	南沢川	村	普通	左右	B	250	3	うぐす駅横	1.4	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう
					B	250	3				
小沢川	村	普通	左右	B	50	1	小沢	1.4	護岸等の決壊	蛇籠布せ積土のう	
				B	150	1					
村計						1,250	12				
計						3,370	18				

資料 3-6 水防上重要なダム、水門の操作

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
天竜川	一級	平岡ダム	天龍村平岡	中部電力(株)	平岡ダム管理所	中部電力操作規程による	0260-32-2291

資料 3-7 出水による交通遮断が予想される橋梁

河川名	河川の種別	路線名・位置	想定はん濫区域内外の別	名称	構造の概要	遮断水位(m)	管理者
天竜川	一級	国道418号 天龍村鶯巣～福島	○	天竜川橋	永久橋	1.4	県知事

## 4 危険物に関する資料

### 資料 4 - 1 危険物施設の状況

(平成26年 3 月31日現在)

区 分		施 設 数
製 造 所		0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	0
	屋外タンク貯蔵所	0
	屋内タンク貯蔵所	2
	地下タンク貯蔵所	10
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	1
	屋外貯蔵所	0
	小 計	13
取 扱 所	給油取扱所	1
	販売取扱所	0
	一般取扱所	0
	小 計	1
計		14

## 5 避難所及び備蓄に関する資料

### 資料5-1 指定緊急避難場所

(災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所)

番号	名称	所在地	管理者	電話番号	指定緊急避難場所		
					地震	土砂災害	洪水
1	天龍小学校校庭	西原	天龍村	32-2022	○	○	○
2	天龍保育所園庭	中央	天龍村	32-2031	○	△ ※1	○
3	なんでも館駐車場	南中	天龍村	32-3206	○	○	○
4	平岡駅前駐車場	南中	天龍村		○	○	○
5	松島独身住宅駐車場	松島	天龍村		○	○	○
6	飯伊森林組合南部支所 天龍事務所庭	福島	飯伊森林 組合	32-2267	○	○	○
7	坂部文化伝承館庭	坂部	天龍村		○	○	○
8	どんぐり向方学園校庭	向方	どんぐり 向方学園	32-3755	○	○	○
9	向方老人憩いの家庭	向方	天龍村		○	△ ※1	○
10	大河内多目的集会施設駐車場	大河内	天龍村		○	× ※2	○

※1 平成26年度に土砂災害警戒区域に指定されたため、災害の状況によっては使用できない場合があります、事前の住民への周知を図る。

※2 平成19年度に土砂災害特別警戒区域に指定されたが、この他に近隣に目安となる校庭、公園等の指定可能な場所がないため、災害の状況に応じた対応が必要。該当地区の住民に対して、特別警戒区域と事前の避難場所確認について周知徹底を図る。

資料5-2 指定避難所

(災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設)

番号	名称	所在地	収容人員	管理者	電話番号	鍵保管場所	備考(担当係)
1	折立集会施設	折立	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
2	清水集会施設	清水	20	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
3	天龍小学校	西原	200	天龍村	32-2022	小学校 教育委員会	教育委員会(体育館の予備鍵を教育委員会で預かっておく) 土砂災害警戒区域内
4	天龍保育所	中央	100	天龍村	32-2031	保育所	保育所・住民課住民福祉係 土砂災害警戒区域内
5	ふれあいプラザ	中央	50	天龍村		地区及び役場	住民課住民福祉係 土砂災害警戒区域内
6	村民体育館	岡本	200	天龍村		教育委員会 役場	教育委員会 耐震診断(済)耐震改修(未)
7	岡本集会施設	岡本	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係
8	ふれあいステーション龍泉閣	南中	100	天龍村	32-1088	龍泉閣 役場	振興課商工観光係
9	文化センターなんでも館	南中	100	天龍村	32-3206	教育委員会	教育委員会
10	松島集会施設	松島	30	天龍村		松島地区	総務課企画財政係
11	鶯巣梅の里ふれあい館	鶯巣	100	天龍村		地区及び役場	振興課農林係
12	下山集会施設	下山	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内
13	中井侍集会施設	中井侍	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
14	上平集会施設	途中上平	10	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
15	福島集会施設	福島	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
16	ニセンジふれあい館	倉の平	20	天龍村		地区及び役場	振興課商工観光係
17	坂部文化伝承館	坂部	50	天龍村		地区及び役場	振興課農林係
18	戸口集会施設	戸口	50	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係

19	大久那集会施設	大久那	30	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害特別警戒区域内
20	合戸集会施設	合戸	10	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係
21	どんぐり向方学園	向方	100	天龍村	32-3755	どんぐり向方学園	教育委員会 耐震診断(未) 耐震改修(未)
22	向方老人憩いの家	向方	50	天龍村		南支所	住民課住民福祉係 土砂災害警戒区域内
23	大河内集会施設	大河内	50	天龍村		地区及び役場	振興課農林係 土砂災害特別警戒区域内
24	地区代表者宅	峠山	5	地区代表者		地区代表者宅	耐震診断(未) 耐震改修(未)
25	梨畑集会施設	梨畑	20	天龍村		地区及び役場	総務課企画財政係 土砂災害警戒区域内

※平成26年度に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域内の施設と、耐震改修未対応施設については、それぞれ近隣での新たな避難所の指定が難しいため、災害の状況に応じて施設の使用が難しい場合は使用可能な最寄の指定避難所を利用する。

#### 資料5-3 要配慮者専用避難所（福祉避難所）

番号	名称	所在地	収容人員	管理者	電話番号	鍵保管場所	備考（担当係）
1	老人福祉センター	長野	200	天龍村		役場	総務課総務係 土砂災害警戒区域内

※平成26年度に土砂災害警戒区域の指定を受けたが、要配慮者に対する設備面等の理由から新たな避難所の指定は難しいため、災害の状況に応じて施設の使用が難しい場合は、該当施設が復旧するまでの間は使用可能な最寄の指定避難所を利用する。

資料5-4 自主防災組織非常用備蓄品配備計画一覧

(平成26年7月)

地区名	乾燥米 (袋) ※H26 補充	乾燥米 (袋) ※H25 補充	乾燥米 (袋) ※H24 補充	乾燥米 (袋) ※H23 補充	乾燥米 (袋) ※H22 配布	飲料水 2L (本) ※H26 補充	飲料水 2L(本) ※H25 配布	飲料水 2L (本) ※H23 補充	飲料水 2L (本) ※H22 配布	小型 ラジオ	救急 セット	毛布 (枚)	発電機 (台)	飲料水用 タンク ・ ポリ	保管場所
為栗	3		4		3	2				1	1(小)	1			区長宅
折立	21		20		24	30				1	1	4			折立集会施設
清水	30		20		30	24			24	1	1	7			清水集会施設
西原															原集会施設
東原A			420												
東原B															
余野	220	300	750	900					330	28	2(大) (50名分 ×2)	53	1	タンク 200L 6基  ポリ38個	老人福祉センター
中央															
北															
本町															
岡本															
長野町															
長野															
南上															
南中															
栄町															
南下															
鶯巣	93		40		108	66			72	1	1	20		鶯巣梅の里ふれあい館	
十久保	30		20		45	42				1	1	6		下山集会施設	

下山	27		20		45	54				1	1	7			下山集会施設
中井侍	54		20		54	48			48	1	1	11			中井侍集会施設
途中上平	18		10		18	24				1	1	4			上平集会施設
鶯巣宇連	12		10		12	12			6	1	1	3			鶯巣宇連集会施設
松島	78		30		81	40			42	1	1	11			松島集会施設
松島中電	18		10		18	12			12	1	1	6			中電住宅
長沼	3		8		3	2				1	1	2			区長宅
長島宇連	9		12		9	18				1	1	2			各世帯
福島	33		20		36	36			36	1	1	6			福島集会施設
倉の平	12		10		12	18				1	1	3			ニセンジふれあい館
坂部	36		20		42	54				1	1	8			坂部集会施設
中組	18		10		24	36				1	1	4			中組集会施設
戸口	39		20		42	60				1	1	6			戸口集会施設
大久那	27		20		36	54				1	1	7			大久那集会施設
合戸	12		10		12	18				1	1	2			合戸集会施設
向方	111		70		135	84			84	1	1	23	1	タンク 200L 4基	向方公民館
峠山	6		12		6	6				1	1	2			峠山集会施設
大河内	63		40		66	66			66	1	1	15			大河内多目的集会施設
梨畑	24		20		30	42				1	1	5			梨畑集会施設
見遠	3		4		3	4				1	1	2			区長宅
合計	1,000	300	1,650	900	894	852	204	300	720	53	24	220	2	タンク 10基 ・ ポリ 38個	

## 6 輸送に関する資料

### 資料 6-1 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点

「H拠1」…災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」  
 「1～6」…災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」  
 「物拠1～2」…「物資輸送拠点」

種別	所在地	ヘリポート等の名称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積 (㎡)
				大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠1	天龍村平岡1192	天龍中学校校庭	学 校 長			○	120	52	6,240
1	天龍村神原3892	天龍村向方老人憩の家	天 龍 村 長			○	20	20	400
2	天龍村神原3638	向方村民グラウンド	天 龍 村 長			○	50	50	2,500
			向 方 区 長						
3	天龍村平岡475-1	天龍小学校校庭	学 校 長			○	66	50	3,300
4	天龍村長島750-10	和知野川キャンプ場	天 龍 村 長		○		120	30	3,600
5	天龍村長島375-1	松島ヘリポート	天 龍 村 長		○		20	20	400
6	天龍村神原1252-2	ニセンジヘリポート	天 龍 村 長		○		20	20	400
物拠1	天龍村平岡1234-1	天龍村文化センターなんでも館	天龍村教育委員会		○		27	55	1,485
物拠2	天龍村平岡1105	天龍村村民体育館	天 龍 村 長		○		56	47	2,632

### 資料 6-2 消防防災ヘリコプター場外離着陸場

場外離着陸場	場 所	管理者名	連 絡 先	地面	標高	着陸帯	飯田広域 消防本部	備考
向方村民グラウンド	下伊那郡天龍 村向方	天龍村長	0260-32-2001	転圧	795	N/S	飯田広域	散水

## 7 災害支援制度に関する資料

### 資料7-1 救助の実施要領の基準（概要）

（平成25年10月1日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 310円以内  （加算額） 冬季（10月～3月） 別に定める額を加算  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人 1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者			
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 206,000円以内 小人 (12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,200円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに 加算
全 壊 全 焼 流 失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

## 8 条例・規則等に関する資料

資料 8-1 天龍村防災会議条例 (昭和38年1月21日  
条例第1号)

改正 平成12年3月21日条例第9号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、天龍村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 天龍村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 天龍村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が、任命する者
  - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから村長が、任命する者
  - (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村長が、その部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 天龍村を構成団体とする南信州広域連合の消防長又は該当連合の消防吏員その他の職員のうちから村長が任命する者
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が、任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第8号の委員の定数はそれぞれ2人、2人、2人、10人及び2人とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、天龍村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

**附 則**

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月21日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 8-2 天龍村災害対策本部条例 (昭和38年1月21日)  
条例第2号

改正 平成12年3月21日条例第10号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、天龍村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月21日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 8-3 天龍村地震災害警戒本部条例 (昭和56年10月1日)  
(条例第8号)

(目的)

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、天龍村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者

(2) 村の消防団長

(3) 村の教育委員会の教育長

(4) 村長がその内容の職員のうちから指名する者

(5) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定公共機関の役員若しくは職員のうちから村長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから村長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故あるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

**第4条** 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 資料 8 - 4 天龍村地震災害警戒本部運営要領

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、天龍村地震災害警戒本部条例（昭和56年条例第 8 号）に基づき、天龍村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

**第 2 条** 警戒本部の会議は必要に応じて開くものとする。

2 議長は、本部長があたる。

(議決)

**第 3 条** 会議の議決は、議長の決するところによる。

(職務権限)

**第 4 条** 警戒本部の設置は、必要に応じ総務課長が、緊急に本部員を参集させるものとする。

(所掌事務)

**第 5 条** 本部員、本部職員の所掌事務はあらかじめ指定するものとする。

(情報の収集、伝達の方法等)

**第 6 条** 本部員、本部職員、情報、収集、伝達等にあたる。

## 9 災害時の応援協定に関する資料

### 資料9-1 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

**第2条** 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

**第3条** 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあつせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあつせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ

エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

**第4条** 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

**第5条** 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

**第6条** 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

**第7条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

**第8条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

**第9条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

**第10条** この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

**附 則**

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

## (別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

## (別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	<u>上伊那</u> 木曾
上伊那	<u>諏訪</u> 飯伊
飯伊	<u>上伊那</u> 木曾
木曾	<u>飯伊</u> 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

## 資料 9-2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

**第 1 条** この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

**第 2 条** 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
  - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
  - (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
  - (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
  - (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- 2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第 2 条第 2 項の規定により、代表市町村の業務を代行する第 2 順位又は第 3 順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記 2 の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

**第 3 条** 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第 2 順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第 2 順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第 3 順位の市町村に要請するものとし、第 4 順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記 2 の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

**第 4 条** 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

- 2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

**第 5 条** 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付

するものとする。

(応援終了報告)

**第6条** 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

**第7条** 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

**第8条** 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

**第9条** 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

(1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表

(2) 備蓄物資、資機材一覧表

(3) その他応援に必要な情報

(補則)

**第10条** この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

#### 附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

## 資料 9-3 長野県消防相互応援協定書

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

**第2条** この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

**第3条** この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

**第4条** この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

### 第2章 相互応援

(応援の種別)

**第5条** この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援
- (4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

**第6条** 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

**第7条** 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

### 第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

**第9条** この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援側の負担する経費等
  - ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
  - イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
  - ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
  - エ 消防活動に要した消火剤
  - オ 燃料及び給食等に要する経費

カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

（損害賠償）

**第10条** 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

#### 第4章 協議

（協議）

**第11条** この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

**第12条** この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

（長野県広域消防相互応援協定の廃止）

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

**附 則**（平成12年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

**附 則**（平成13年7月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

**附 則**（平成15年11月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

**附 則**（平成18年9月1日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

別 表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

## 資料 9-4 三遠南信災害時相互応援協定

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（組織）

**第2条** この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる6ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

- 2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。
- 3 ブロック代表都市を総括するため、総代都市を置く。
- 4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。
- 5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。
- 6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。
- 7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

（応援の要請）

**第3条** 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

- 2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。
- 3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被災の状況
- (2) 物資、資機材等の応援要請の場合にあつては、必要とする物資等の品名、数量等
- (3) 人員応援要請の場合にあつては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主的活動）

**第4条** 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

- 2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体

制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

- (1) 被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制
- (2) 被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制  
(応援の内容)

**第5条** 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与
- (3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供
- (4) 児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項  
(応援の経費負担)

**第6条** 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(連絡担当部局)

**第7条** 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

(平常時における相互協力)

**第8条** 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

**第10条** この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(協定の発効)

## 附則

この協定は、平成17年11月4日から効力を生ずる。

## 附則

この協定は、平成26年11月1日から効力を生ずる。

(別表)

ブロック名	代表都市	構 成 都 市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝 飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西 遠	浜松市	浜松市・湖西市
中 遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

## 資料 9-5 南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定

南信州広域連合及び南信州広域連合規約（平成11年3月15日長野県指令10地第1281号）第2条に規定する関係市町村（以下「協定団体」という。）は、その区域内（以下「広域連合区域内」という。）に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産（以下「生命等」という。）を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律223号。以下「法」とう。）及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げた応援活動を行うために、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、広域連合区域内において災害が発生した場合に、協定団体相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

**第2条** この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 広域連合区域内に発生した風水害、火災又は地震等の災害
- (2) 法第23条に規定する災害対策本部長として市町村長をもって充てる災害
- (3) 協定団体が隣接する他の市町村の応援を必要とする災害

（災害統括機関）

**第3条** この協定による相互応援を円滑に実施するため、飯田広域消防本部内に広域災害警防本部（以下「広域警防本部」という。）を設置する。

2 広域警防本部の長は警防本部長とし、飯田広域消防本部消防長をもって充てる。

（応援隊の従事業務及び種別）

**第4条** 警防本部長が指示して行う応援隊の従事業務及び種別は、次のとおりとする。

(1) 従事業務

- ア 法第23条第1項及び被災市町村の災害対策本部条例の規定に基づく、被災市町村災害対策本部の業務
- イ 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づく、被災市町村水防本部の業務

(2) 種別

- ア 先遣として情報収集に必要な消防職員
- イ 消火、救護、応急処置及び水防活動等に必要な消防団員
- ウ 車両、資機材等の提供及びその運用要員
- エ 飯伊地区大規模災害時における医療救護体制に基づく医療救護班
- オ その他

（応援隊の派遣）

**第5条** 警防本部長は、災害情報等に基づき応援隊を派遣する必要を認めた場合には、遅滞なく第4条に規定する応援隊の派遣を、協定団体等の協力を得て行うものとする。

（応援隊の派遣期間及び身分）

**第6条** 応援隊の派遣期間は、被災市町村が災害対策本部を設置したときから解散をするまでの

間を原則とする。

- 2 第4条第2号アに定める消防職員は、南信州広域連合及び受援市町村職員の身分を併せ有するものとする。
- 3 前項の消防職員の勤務時間、休日その他の勤務条件及び服務については、受援市町村の関係規定を適用する。

(情報の連絡)

**第7条** 応援隊は、受援市町村長(災害対策本部長)の指揮の下に活動するものとする。ただし、知り得た情報は警防本部長へ遅滞なく報告するものとする。

- 2 警防本部長は、収集した情報を広域連合長、関係市町村長及び国県等の関係機関へ遅滞なく提供し、対応を協議するものとする。

(応援経費等の負担)

**第8条** 応援に要した経費は、南信州広域連合の負担とする。

- 2 応援隊が応援に伴い第三者に損害を与えた場合は、受援市町村が補償の責めに任ずる。ただし、応援隊の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援隊所属組織の負担とする。
- 3 前項に定める受援市町村の負担額は、応援隊市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、協定団体の長が協議して定めるものとする。

(補則)

**第10条** この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の長又は消防長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成18年1月13日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため本書16通を作成し、広域連合長及び協定団体の長が記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

平成18年1月13日

## 資料9-6 災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書

飯伊18市町村（以下「甲」という。）および南信州広域連合（以下「乙」という。）とみなみ信州農業協同組合（以下「丙」という。）は、災害時における住民生活の早期安定を図るための協定を次のとおり締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時において、甲及び乙と丙の一体的かつ組織的・機動的な活動のもと、応急生活物資等の調達及び安定供給、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い並びにボランティア活動等を円滑に行い、もって住民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（防災体制）

**第2条** 丙は、飯田市及び下伊那郡内での災害時における被災者支援体制の確立に努め、甲及び乙は丙に対して必要な協力を行うものとする。

② 丙は、他の農業協同組合（以下「JA」という。）との連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとする。

③ 丙は、JAの活動を通じて、組合員等の防災意識の高揚に努め、甲及び乙は丙に対して必要な協力を行うものとする。

（情報網の整備と情報の収集・提供）

**第3条** 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合それぞれ情報収集に努めるとともに、それぞれ必要な情報を提供するものとする。

② 甲、乙及び丙は、それぞれ情報収集システムを構築するものとする。

（災害時の対応）

**第4条** 災害時の住民生活の安定を図るため、丙は、甲からの要請を受け、次の活動を行う。

- 1 生活物資・防災資材の調達及び供給
- 2 避難場所・救護所等への施設や土地の提供
- 3 被災者の救出、避難誘導、炊き出し及び高齢者等要介護者への介護活動
- 4 LPガス等の危険物やガソリンスタンド等の施設に対する保全対策の実施
- 5 被災した組合員等への緊急的な資金融通
- 6 被災した共済加入建物等に係る共済金の迅速な支払い
- 7 被災した農作物等の復旧対策
- 8 上記のほか甲から要請されたこと。

（要請事項の発動）

**第5条** この協定に定める災害時の要請事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、丙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（要請の内容）

**第6条** 甲が丙に要請する災害時の対応内容は、被害の状況に応じ、原則として別表の内容とする。

(要請手続)

**第7条** 甲のうち要請を求める市町村（以下「要請市町村」という。）が丙に対して行う要請手続きは、文書をもって行う。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(物資等の運搬)

**第8条** 物資等の運搬は、丙又は丙が指定するものが行う。また、丙は必要に応じて要請市町村に対して運搬の協力を求めることが出来る。

(物資等の引き取り)

**第9条** 物資等の引渡し場所は、要請市町村と丙が協議して決定するものとし、当該場所において丙の納品書等に基づき、要請市町村が確認のうえ、引き取るものとする。

(費用)

**第10条** 第4条及び第8条の規定により、丙が供給した物資及び運搬の費用については要請市町村が負担するものとする。

② 前項に規定する費用は、災害発生前の価格を基本とし、要請市町村と丙が協議のうえ決定するものとする。

(その他必要な支援)

**第11条** 別表に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲丙が協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

**第12条** この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他の法令を遵守するものとする。

(その他)

**第13条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書20通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成12年1月20日

(別表)

災害時の対応

1	生活物資、防災資材の調達・供給 食料品 衣類・寝具 炊事道具・食器 身の回り品・日用品 光熱材料・LPガス設備 防災資材
2	避難場所、救護所の施設や土地の提供
3	被災者の救出・救護活動等 炊き出し 要介護者・独居老人の救護
4	危険物等の保全対策 LPガス設備の点検 ガソリンスタンドの保全
5	緊急資金融資 貯金の維持・保全・支払い 低利資金の対応
6	共済対応 被害状況の調査 損害査定と共済金支払い 共済契約の維持・保全
7	農作物復旧対策 調査販売対策

生活物資等

食料品 飲料水 パン・菓子 米 お茶葉・コーヒー・紅茶 切り餅 レトルト食品（ご飯・おかず） インスタント食品 牛乳 果物 缶詰 肉・魚
衣類等 軍手 合羽 長靴 作業服 ゴム手袋 下着 靴下
炊事道具・食器 箸 食器 鍋 包丁 卓上コンロ
身の回り・日用品 ティッシュペーパー トイレットペーパー 石鹸 紙おむつ 生理用品 粉ミルク ほ乳びん タオル ゴミ袋
光熱電池材料等 電池 懐中電灯 ローソク マッチ ライター ストーブ 灯油 LPガス設備
防災資材 被覆シート スコップ じょれん チェーンソー

## 資料9-7 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

天龍村（以下「甲」という。）、長野LP協会飯伊支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）は、災害時における液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下「LPガス」という。）に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保並びに公共施設等（応急仮設住宅、避難場所その他甲が設置し、管理し、若しくは所有権その他の権原を有する施設又は場所をいう。以下同じ。）に対するLPガスの供給に関する協力（以下「協力」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 被災地域のLPガスの一般消費者等（法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に対して法に基づき販売事業者（法第3条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。以下同じ。）が行うべき緊急点検、修繕又は供給
- (2) 供給設備（法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）の設置場所以外の場所で発見されたLPガスを充填するための容器について、所有権その他の権原を有する者が行うべき回収及び保管
- (3) 災害に伴い公共施設等に対しLPガスが新たに供給されることとなった場合の供給設備に関する工事及びLPガスの供給
- (4) 販売事業者及び一般事業者等が災害により受けた被害の状況及び当該被害の復旧の状況についての調査
- (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る安全の確保及びLPガスの供給のために特に必要な業務

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた業務の一部について、丙に対し協力を要請することができる。

3 前2項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請を行った上で速やかに文書を送付することをもってこれに代えることができる。

（協力）

**第3条** 乙又は丙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る協力を可能な範囲内において実施するものとする。

(費用)

**第4条** 協力に要する費用のうち、次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。この場合において、その費用の額は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

(1) 第2条第1項第3号に規定する業務に係る協力に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、協力に伴い乙が供給するLPガスの対価及びその運搬に要する費用

2 乙は、前項に規定する費用について、甲に対し書面をもって請求するものとする。この場合において、甲は、その書面の提出を受けた日から起算して原則として30日以内に、乙の指定するところにより支払わなければならない。

3 前2項の規定によるもののほか、協力に要した費用の負担については、乙が負担するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、協力に要する経費について必要な事項は、その都度甲及び乙が協議して定める。

(従業者の災害補償)

**第5条** 乙又は丙の従業者が協力の従事に際し、死亡等(死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合をいう。以下同じ。)に至った場合の補償は、法令及び甲の条例の規定によるもののほか、甲の負担により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、死亡等に至った場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときの補償は、法令及び甲の条例の規定によるもののほか、甲はその補償の責務を負わない。

(1) 従業者の故意又は重大な過失による死亡等である場合

(2) 死亡等について、乙、丙若しくはそれらの従業者が加入する保険又は共済制度による給付を受けることができる場合

(3) 前号に掲げるもののほか、死亡等について、第三者による補償又は損害賠償を受けることができる場合

(役割分担)

**第6条** 甲は、災害時における円滑なLPガスの供給のため、あらかじめ公共施設等に供給設備を設置し、及び防災に必要な資材の整備を行うものとする。

2 甲又は丙は、災害対策上必要と認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

(連絡体制)

**第7条** この協定の実施に関する連絡を担当する部署は、次に規定するとおりとする。

(1) 甲にあつては、天龍村役場総務課

(2) 乙にあつては、乙の事務局

(3) 丙にあつては、丙の事務局

2 乙は、災害時における防災の推進を図るため、災害地域対策本部を設置する。

- 3 丙は、災害時における防災の推進を図るため必要があると認めるときは、L P ガス災害対策本部を設置する。
- 4 甲、乙及び丙は、この協定の実施に支障が生じないようにするため、協力の要請の方法その他この協定に定める事項について、常に見直しを行い、改善に努めるものとする。
- 5 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と認める連絡について、迅速かつ相互に行うものとする。  
(緊急連絡網等)

**第8条** 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、協力に必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 乙は、協力に必要な体制に係る緊急連絡網をあらかじめ作成し、作成後直ちに甲及び丙に提出するものとする。
- 3 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び丙に提出するものとする。  
(防災訓練等への参加)

**第9条** 乙は、防災訓練その他甲が実施する防災の推進を図るための行事に参加するよう努めるものとする。  
(補則)

**第10条** この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月24日

## 資料9-8 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

**第2条** 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

**第3条** この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

**附 則**

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

## 10 その他防災に関する資料

資料10-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

（平成21年3月31日制定）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

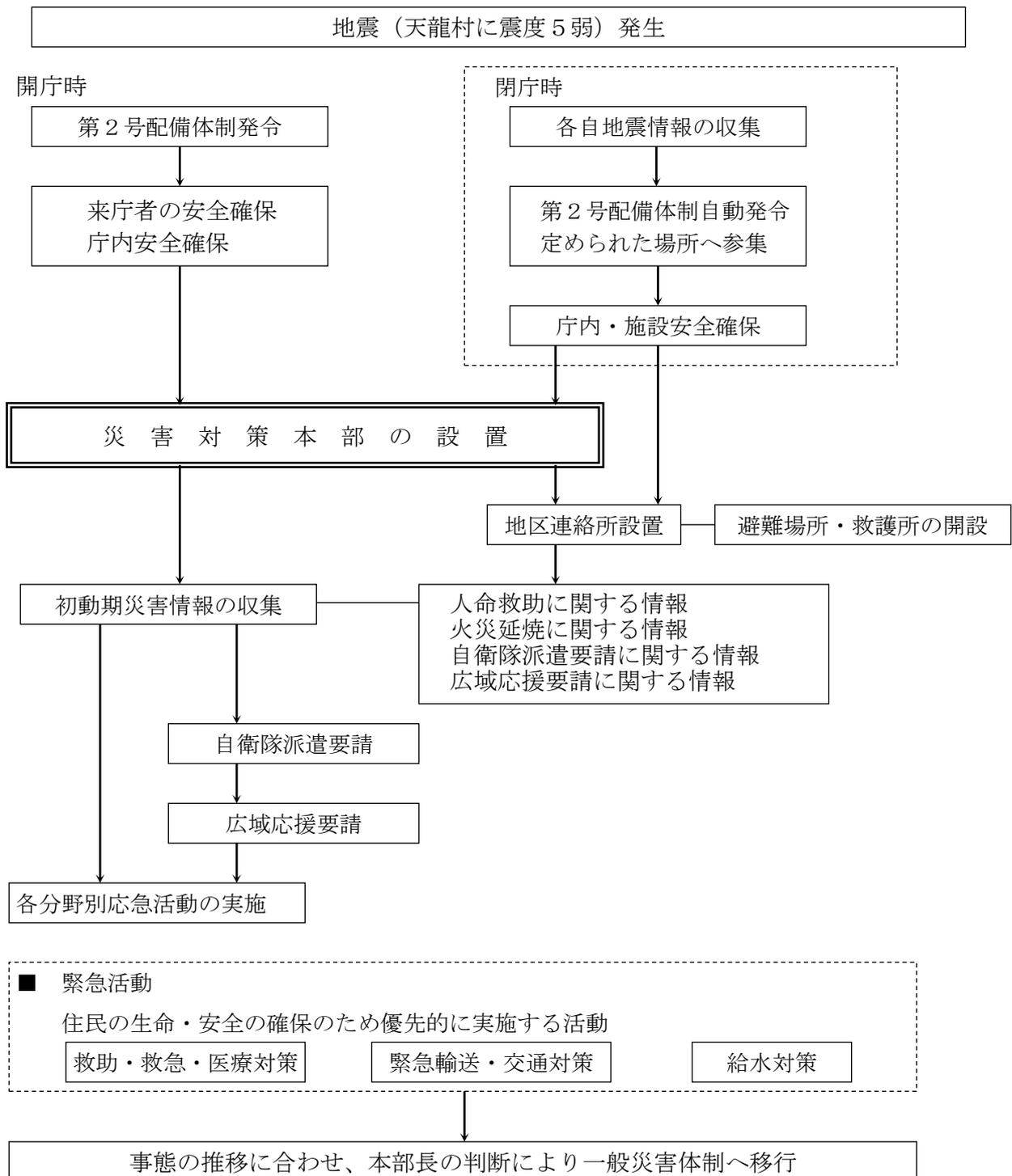
(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

資料 10-2 地震災害初動対応マニュアル

大規模地震発生直後から実施する初動活動についての内容を定める。

なお職員は、原則的には職員初動マニュアルの個人行動計画に基づき対応するものとする。

初動対応の流れ（天龍村に震度 5 弱以上の地震が発生）





初動対応 ② 地区対応班	
災害発生から3時間の基本目標	
○地区内の被災状況の概況把握と対応状況の本部への伝達 ○地区住民を含め限られた資源を被害拡大防止と人命救助活動に投入する ○重大な危険が覚知された場合の避難勧告、指示等の伝達と誘導	
対応者	
地区対応班	
1班	地区連絡所 天龍保育所 担当区域 為栗、折立、清水、西原、東原、余野、中央、北、本町 消防団 第1分団
2班	地区連絡所 天龍村役場 担当区域 岡本、長野町、長野、南上、南中、南下、栄町、松島、長沼、長島宇連 消防団 第1分団
3班	地区連絡所 役場南支所（鶯巣以南については天龍村役場） 担当区域 鶯巣、十久保、下山、中井侍、途中上平、福島、倉の平、坂部、中組、戸口、大久那、合戸、鶯巣宇連、向方、峠山、大河内、梨畑、見遠 消防団 第2分団
連携機関	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■飯田広域消防本部 阿南消防署</li> <li>■長野県警察本部 阿南警察署</li> <li>■陸上自衛隊 松本駐屯地</li> <li>■飯田地区包括医療協議会</li> </ul>	

優先すべき対応	
閉庁時は職員自動参集（第2号配備体制自動発令） 施設安全確認（閉庁時 児童・生徒、来庁者等安全確保）	
① 地区拠点設置	
通信・連絡機器確保 地区内の災害情報の一括整理と災害対策本部への報告	
<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">救 助</div> <div>消防（団）、警察、住民と協同で捜索・救出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医療・救護</div> <div>救護所設置 地元医師、自主防災組織と協力して応急救護</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消火活動</div> <div>消防団、自主防災組織と協力して初期消火</div> </div>	
② 避難場所開設	
↓ 自主防災組織リーダー等を通じて初動対応への参加協力呼びかけ	
③ 広 報	
初期災害情報の掲示板への張り出し難聴者への配慮	

## 資料 10-3 原子力災害時に使用する安定ヨウ素剤について

### 1 服用の目的と効果

原子炉施設などで原子力災害が起こった場合、放射性ヨウ素が周辺環境に放出されることが考えられる。放射性ヨウ素は、身体に取り込まれてから、数年から十数年後に甲状腺がん等を発症させる可能性がある。しかし、この内部被ばくは安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。

### 2 服用

#### (1) 服用対象者

- ① 原則として40歳未満の者（妊婦を除く）を対象とする。
- ② 特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。
- ③ 以下の人は副作用発生のリスクがあるので、服用しない。
  - ・ ヨウ素剤過敏症の既往歴のある者
  - ・ 造影剤過敏症の既往歴のある者
  - ・ 低補体性血管炎のある者
  - ・ ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者

#### (2) 服用回数

服用は、原則として1回

#### (3) 服用量及び服用方法（一例）

対 象 者	服用量
新 生 児	内服液 1 mℓ
生後 1 ヶ月以上 3 歳未満	内服液 2 mℓ
3 歳以上 7 歳未満	内服液 3 mℓ
7 歳以上 13 歳未満	丸剤 1 錠
13 歳以上 40 歳未満	丸剤 2 錠

### 3 副作用

1回服用による重大な副作用の発生は極めて稀であるが、報告された事例からは、<sup>ほて</sup>火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状がある。

なお、ヨウ素に対する特異体質（過敏症）の人が安定ヨウ素剤を服用すると、アレルギー反応を起こし、発熱、関節痛、<sup>ふしゅ</sup>浮腫、<sup>じんましんようひしん</sup>蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥ることがあるため注意を要する。

### 4 取扱い

医師、薬剤師、保健師、看護師等が配付に立ち会うことを原則とする。

用 語	説 明
安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても<sup>131</sup>Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果大きい。</p>
EAL	<p>緊急時対応レベル (Emergency Action Level)。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。</p>
OIL	<p>運用上の介入レベル (Operational Intervention Level)。防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。OILは、このような考え方から設定されるもの。初期段階以降では、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ、OILに基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。</p>
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常的生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p>
オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設。原子力緊急事態が発生した場合に現地において、国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置等を講じていくための拠点として、あらかじめ主務大臣が緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を指定することになっている。現在全国で21ヵ所暫定指定されている。</p>

	<p>オフサイトセンターには、文部科学省及び経済産業省の原子力防災専門官が駐在している。</p>
外部被ばく	<p>放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。</p>
空間線量率	<p>対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。</p>
原子力規制委員会	<p>原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所の事故を受け、規制部門を分離して強化することを目的に、平成24年9月19日に環境省の外局に設置された組織である。</p> <p>原子力規制委員会は委員長と4名の委員で構成され、事務局として原子力規制庁が設けられている。従来の組織である原子力安全・保安院だけでなく、原子力安全委員会や文部科学省などが担っていた原子力安全関係の業務（発電用原子炉や試験研究炉、核物質防護などに関する規制、SPEEDIの運用、放射線モニタリングなど）を一括して行う。</p> <p>当面は、全国の原子力発電所の再稼働の判断や新たな安全基準のほか、事故発生時の対応、避難の基準などを策定する。原子力発電所の事故などの緊急時には、技術的、専門的な知見に基づく判断を行い、必要に応じて立ち入り調査も行う。また、平時の防災対策を強化するため、首相を議長に原子力規制委員長らを副議長とする原子力防災会議がつくられる。</p>
シーベルト (Sv)	<p>人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。</p>
実効線量	<p>身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。</p>
ジューリング <sup>ほうしん</sup> 疱疹 状皮膚炎	<p>自己免疫性水疱症。発疹は紅斑(こうはん)、丘疹(きゅうしん)、小水疱(しょうすいほう)、色素沈着などで、強いかゆみをともなう。白人には多いが、日本人にはまれである。この既往症のある被災者には安定ヨウ素剤の服用をさせない。</p>
等価線量	<p>人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの1990年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。</p>
特定事象	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の</p>

	<p>異常事象のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上の場合</li> <li>・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 相当の放射性物質を検出した場合・管理区域以外の場所で、<math>50 \mu\text{Sv/h}</math> の放射線量が <math>5 \mu\text{Sv/h}</math> 相当の放射性物質を検出した場合</li> <li>・輸送容器から 1 m 離れた地点で <math>100 \mu\text{Sv/h}</math> を検出した場合</li> <li>・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態</li> <li>・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等</li> </ul>
内部被ばく	<p>生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の 1 つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間）に依存する。</p>
ベクレル (Bq)	<p>放射線の強さを表す単位で、単位時間（1 秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。</p>
放射性物質	<p>放射性核種を含む物質の一般的総称。</p>
放射性プルーム	<p>気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。</p>
放射線	<p>X 線、<math>\gamma</math> 線などの電磁波（光子）並びに <math>\alpha</math> 線、<math>\beta</math> 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。</p>
放射能	<p>放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当たり 1 壊変を 1 Bq（ベクレル）と定めている。</p>
モニタリング、モニタリングポスト	<p>各都道府県に設置されている大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置で行われる環境放射能水準調査で、国が測定結果（前日 9 時～10 時の平均値）をとりまとめ公表する。</p>
予測線量	<p>放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策を講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。</p>

資料10-5 原子力防災の基礎知識（住民啓発用）

項 目	内 容
放射能と放射線	<p>○放射線をだす能力は放射能、放射線をだす物質を放射性物質と呼ぶ。</p> <p>○放射能や放射線の量は次のような単位で表す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能の強さはベクレル（Bq）</li> <li>・人体への影響はどの程度か（線量当量）はシーベルト（Sv）</li> </ul>
内部被ばくと外部被ばく	<p>○内部被ばくとは、放射性物質が含まれる空気や飲食物を吸ったり摂取したりすることによって、放射性物質が体の中に入り、体の中から放射線を受けることである。</p> <p>○外部被ばくとは、体の外にある放射性物質から出る放射線を受けることである。</p>
原子力施設の事故による被ばく経路	<p>○災害が起こった場合、原子力施設から放出された放射性物質は大気に流れこみ、気体や粒子状の放射性物質を含んだ空気のかたまりなる。これは風下に流れ込みながら広がっていき、放射性物質の濃度は次第に低くなっていく。風下にいた場合、放射線による外部被ばくや、呼吸によって体内に取りこまれた放射性物質からの放射線を受ける内部被ばくの可能性がある。</p>
日常生活と放射線	<p>○私たちの身の回りには、様々な放射線がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇宙線や大地などからくる放射線は体の外からくるため、これは「外部被ばく」となる。</li> <li>・「外部被ばく」に対し、空気を吸ったり食べ物を食べたりしたときには、食べ物や空気と一緒に放射性物質を飲み込んだり吸い込んだりしている。その結果放射性物質が体内に取りこまれ、それにより放射線を受けることになる。これは「内部被ばく」となる。</li> </ul> <p>○世界の平均では1人当たり1年間に、合計で2.4mSvの自然放射線を受けていると言われている。これに対して日本平均は1人当たり1年間に合計で1.5mSvと推定されている。また、日本では自然放射線のほかに放射線を利用した医療診断によって、国民1人当たり平均で2.25mSvの線量を受けているといわれている。</p>
体の外から受ける放射線（外部被ばく）の防護対策	<p>○体の外から受ける量を少なくする方法として、以下のことが大切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質から離れる。</li> <li>・放射線を受ける時間を短くする。</li> <li>・放射線を通しにくい建物の中に入る。</li> </ul>

<p>体の中から受ける放射線（内部被ばく）の防護対策</p>	<p>○体の中から受けることから身を守るには、体の中に放射性物質が入らないようにマスクをしたり、放射性物質が決められた量より多く入った食べ物や水をとらない（摂取制限された飲食物を摂取しない）よう気をつける。</p>
<p>原子力災害が起こった時には</p>	<p>○原子力発電所で事故が起こり、発電所の周辺への影響が心配される時には、村、あるいは県や国からの避難や屋内退避などの指示が出される。事故の状況に応じて、指示の内容も変わってくるので、注意が必要である。</p>
<p>退避する時の注意点</p>	<p>○建物の中に退避するときは、以下の点に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の中に入った時は放射性物質が建物の中に入らないようにドアや窓を閉め、外から空気を取り込むエアコンや換気扇の使用を控えるなどの対策を取り、建物の気密性を高める。</li> <li>・食品に蓋をしたりラップを掛け、放射性物質の汚染を防ぐ。</li> <li>・手や顔についている放射性物質を落とすため、外から帰って来たら顔や手を洗う。</li> <li>・屋内退避を行う場合、木造家屋より放射線が通りにくいコンクリート建物への退避指示が行われることもある。</li> </ul>

（出典：文部科学省「放射線副読本」より抜粋）

# 11 各種様式に関する資料

## 様式第1号 (概況速報)

(表1)

天龍村

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災害発生日時	
報 告 の 時 限		発受信時刻	
発 信 者	( )	受 信 者	( )

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被害地域又は場所	災 害 の 状 況
人的・住家関係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公共土木施設関係		
鉄道 } 通信 } 施設関係 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応急対策等の活動状況 消防職員・消防団員の出動状況等		

様式第2号（人的及び住家の被害）

（表2）

天龍村

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）											
災害の名称					災害発生の日時		月 日 時				
災害発生の場所											
災害報告の時限		月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者						
人的被害	死者		人			災害の概況					
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
		小計	人								
	計		人			災害発生原因					
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟	棟			救援の状況					
		世帯	世帯								
		人員	人								
	半壊又は 半焼	棟	棟			災害適用の見込み 救助法					
		世帯	世帯								
		人員	人								
	一部破損	棟	棟			災害対策本部	名称				
		世帯	世帯				設置	月 日 時 分			
		人員	人				廃止	月 日 時 分			
	床上浸水	棟	棟			ボランティア活動の状況					
		世帯	世帯								
		人員	人								
床下浸水	棟	棟			その他	消防職員出動延人員		人			
	世帯	世帯				消防団員出動延人員		人			
	人員	人									
非住家の被害（全・半壊）		棟									

- (注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）、ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号 (避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告)

(表2の1)

天龍村

災害の名称					災害発生日時		月	日	時
報告の時限		月 日 時現在			発信時刻		月	日	時
発信者									
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況					避難場所等の状況				
発令日時及び 準備、勧告、 指示の別	地区名	世帯数	人員	避難 場所名	設置 地区名	入所 世帯数	入所人員		
合計				合計					

様式第3号 (社会福祉施設被害) (職業訓練施設被害)

(表3の1)

天龍村

社会福祉施設被害状況報告 (職業訓練施設被害状況報告) <span style="float: right;">〔 中間 確定 〕</span>														
災害の名称								災害発生日時	年 月 日 時					
災害発生場所														
報告の时限	月 日 時現在							発受信時刻	日 時 分					
発信者	( )							受信者	( )					
施設の種類	施設名	被害												
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水		
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	
計														
被害額計														(千円)

様式第5号（農業関係被害）

（表5の1）

天龍村

災害名	発生日時	月日時分～日時分	発信日時	月日時分
	発信機関 （発信者）		受信機関 （受信者）	

区分 項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区及び被害 農作物の種類等	
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額		
生産物 被害	水稲									
	麦・雑穀・豆類									
	果樹									
	野菜									
	花き									
	特用作物									
	桑									
	その他									
	小計									
	樹体被害	果樹								
		その他（ ）								
小計										
	計									

区分 項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額
施設 関係	建物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構築物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
その他	家畜				
	畜産物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕繭				
	計				
	被害農業者(家)数	戸	特別被害農業者(家)数	戸	



別記様式（報告様式1）

被 害 報 告 表

		県等コード 20	第 報	報 告 者	平成 年 月 日 時現在				
				調 査 率	%	気象コード			
異常気象名		災害発生日 自 至							
気象データ	市 町 村 名	連続雨量最大:			被災中心地:				
	連 続 雨 量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時				
	最 大 日 雨 量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時				
	最 大 時 間 雨 量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時				
	最 大 平 均 風 速	m/秒	日 時 分 ~ 時 分	m/秒	日 時 分 ~ 時 分				
そ の 他									
一 般 被 害 等	人 的 被 害				住 家 被 害				
	区 分	人数	市 町 村 名	原 因 (がけ崩れ、転落等)	区 分	戸数	主 な 市 町 村 名	原 因 (破堤、溢水、内水等)	
	死 者				全 壊				
	行 方 不 明				半 壊				
	負 傷 者				一 部 損 壊				
	避 難 者				床 上 浸 水				
	避 難 勸 告				床 下 浸 水				
災害救助法適用市町村名 (発令月日)									
工 種	県 工 事		市 町 村 工 事		計				
	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)			
河 川									
海 岸									
砂 防 設 備									
地 す べ り 防 止 施 設									
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設									
道 路									
橋 梁									
下 水 道									
公 園									
計									
道 路 ・ 橋 梁 を 除 く 主 な 施 設 被 害	区 分	被 災 位 置 (市 町 村 字 名)	被災延長 m	被 害 額 千円	応急工法の概要 (期 間)	被 害 状 況 等 (原因、状況等)			
	河川・海岸名等								
主 な 道 路 ・ 橋 梁 施 設 被 害	区 線 分 名	被 災 位 置 (市 町 村 字 名)	被災延長 m	被 害 額 千円	応急工法の概要 (期 間)	迂回路 の有無	交通規制 月 日 全面一部	被 害 状 況 等 (原因、状況、バス路線 ・孤立集落の有無)	
全 面 通 行 止	県管理国道	路線	箇所	市町村道	路線	箇所	計	路線	箇所
	都道府県道	路線	箇所	計	路線	箇所	計	路線	箇所

様式第7号（土木関係被害）

（表7の1）

災 害 総 括 表

天龍村 （単位：千円）

区 分		前 回 ま で の 報 告 分								今 回 報 告 分		年 間 の 合 計	
		自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象		
		箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額		
工 事 区 分	河 川												
	道 路												
	橋 梁												
	計												





災害報告(がけ崩れ)

( 年 月 日 時 現在)

発生源	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名						
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年	月	日 時 分						
避難準備情報発令時刻	月	日	時	分	避難勧告発令時刻	月	日	時	分		
避難指示発令時刻	月	日	時	分	土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分		
避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分		
気象状況	異常気象名	観測所名	災害発生場所からの距離 km								
状況	連続雨量	mm	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時
種類	自然斜面	H=	m	横断図(別途添付しても良い)			概況平面図(別途添付しても良い)				
	人工斜面	H=	m								
	勾配	θ1	度								
拡大の見込み	[有・無]										
保全対象人家戸数	戸										
崩壊の状況	高さ	m	巾	m							
	面積	m <sup>2</sup>	勾配θ2	度							
	崩壊又は流出土砂量	m <sup>3</sup>									
	がけ下端の堆積深	m									
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m								
		②家屋	m								
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m								
		②家屋	m								
崩土の到達距離	m										
その他											
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》名		被害者	才	公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)				
		行方不明	《 》《 》名			才					
		負傷者	《 》《 》名			年齢					才
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸			
			半壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸			
			一部損壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸			
		非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)										
その他											
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)										
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)										
応急対応											
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]										
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国土・林・農]								
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域								
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域								
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域								
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域								
		災害対策基本法防災計画区域	宅造基準条例の適用区域								
		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	地帯番号	箇所番号							
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名							
	②所属	氏名	④所属	氏名							
座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒			

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること  
 ※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと  
 ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

本省公表の有無:

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

詳細調査報告用

地区名 \_\_\_\_\_

対策

関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直轄	砂防指定地 ( _____ 年指定)	地すべり防止区域 [ 国土・林・農 ]
	保安林	土石流危険渓流[ I・II・準ずる]	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法による災害危険区域
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域
	災害対策基本法防災計画区域		
	その他 ( _____ )		

災害報告(地すべり)

第 報

( 年 月 日 時 現在)

ふりがな									地区名		
発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字							
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分						
避難準備情報発令時刻	月	日	時	分	避難勧告発令時刻	月	日	時	分		
避難指示発令時刻	月	日	時	分	土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分		
避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分		
気象状況	異常気象名				観測所名				災害発生場所からの距離	km	
	連続雨量	mm	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	～	年	月	日	時
地すべり規模	幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無	
	保全対象人家戸数		戸		公共施設						
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm	年	月	日	時	～	時	観測地点		
	移動総量	m or mm	年	月	日	時	分	～	観測地点		
	近年の移動履歴	有・無	年	月	日	時	～	年	月	日	時
	変状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無	危険度	[ A・B・C ]			所管 [ 国土・林・農 ]			
	地すべり防止区域	指定	有・無	指定年	年	既設対策工の有無	有・無	所管 [ 国土・林・農 ]			
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名			被害者年齢	才	農地被害	(種類・面積)		
		行方不明	《 》《 》《 》名				才				
		負傷者	《 》《 》《 》名				才				
	人家被害	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)			
		半壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸				
		一部損壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸				
	非住家被害	戸	宅地塀壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
その他											
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)										
対応状況	(どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)										
応急対応											
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]										
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域						
	保安林	土石流危険渓流[ I・II・準ずる]			建築基準法による災害危険区域						
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域						
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅造基準条例の適用区域						
		土砂災害特別警戒区域			土砂災害警戒区域						
		災害対策基本法防災計画区域									
	その他 ( )										
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名					
	②所属	氏名			④所属	氏名					
※	第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること				座標	北緯	度	分	秒		
※	被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする				東経	度	分	秒		本省公表の有無:	

詳細調査報告用 (災害関連緊急事業等申請箇所のみ提出)

災害報告(地すべり)

( 年 月 日 時 現在)

ふりがな									地区名			
発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字					
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年		月		日		時		分	
気象状況	異常気象名			観測所名								
	連続雨量	mm	年		月		日		時		分	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年		月		日		時		分	
地すべり規模	幅	m	長さ		m	斜面勾配		m	移動層厚		m	
	移動層厚	m	保全対象人家戸数		戸		特別警戒区域内建物		棟			
	公共施設	名称									棟	
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm	年		月		日		時		分	
	移動総量	m or mm	年		月		日		時		分	
	近年の移動履歴	有・無	年		月		日		時		分	
	変状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無	
	押し出された土石等の最大移動速度(分速)	m/min		実測		推定						
	押し出された土石等の最大移動距離	m										
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無	危険度	[A・B]		所管 [国土・林・農]					
	地すべり防止区域	指定	有・無	指定年	年		既設対策工の有無		有・無	所管 [国土・林・農]		
被害状況	人的被害	死者	名	被害者 年齢	才		(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)					
		行方不明	名		才							
		負傷者	名		才							
	人家被害	全壊・流出	戸	木造	戸	RC	戸					
		半壊	戸	木造	戸	RC	戸					
		一部損壊	戸	木造	戸	RC	戸					
非住家被害	戸											
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)											
その他												
地形・地質	地すべり地の種類	第三紀	破砕帯	温泉	その他( )							
	基岩の岩種	堆積岩	火山岩	深成岩	変成岩	その他( )						
	基岩の年代	第四紀	新第三紀	古第三紀	中生代	その他( )						
	移動層の性状	粘性土	砂質土	礫質土	風化岩盤	岩盤						
	地質構造	キャップ・ロップ	貫入岩	単斜構造	向斜軸	背斜軸	ドーム構造					
		断層破砕	広域破砕	強風化	強変質	滑落崖						
沼・湿地・池		受け盤・流れ盤		その他( )								
避難状況	避難の有無	有・無	避難勧告	自主避難・避難勧告・避難指示		避難人数	人	避難世帯数	世帯			
	避難開始時間	年		月		日		時		分		
	避難終了時間	年		月		日		時		分		
	避難及び避難箇所の判断根拠											
報告者	氏名	TEL		災害関連緊急砂防事業申請の有無		有・無						
	所属	[都・道・府・県・地整]		事務所	課名							
		座標	北緯	度	分	秒						
			東経	度	分	秒						

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

詳細調査報告用

地区名 \_\_\_\_\_

対策

関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直轄	砂防指定地 ( _____ 年指定)	地すべり防止区域 [ 国土・林・農 ]
	保安林	土石流危険渓流 [ I・II・準ずる ]	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法による災害危険区域
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域
	災害対策基本法防災計画区域		
	その他 ( _____ )		

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

ふりがな 発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名			
ふりがな 河川	[1級・2級・その他]		水系		川	[沢・川・谷]		
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時	分		
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他（ ）							
避難準備情報等の発令時刻	避難準備情報発令時刻	月	日	時	分	概略のポンチ絵（別途添付してもよい）		
	避難勧告発令時刻	月	日	時	分			
	避難指示発令時刻	月	日	時	分			
	土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分			
	避難勧告等で避難がなされた時刻	月	日	時	分			
	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分			
気象状況	異常気象名							
	観測所名							
	連続雨量 mm	年	月	日	時	～		
	最大24時間雨量 mm/24hr	年	月	日	時	～		
	最大時間雨量 mm/hr	年	月	日	時	～		
土砂流出状況	流出土砂量 m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の	程度		
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない			流域面積	k m <sup>2</sup> 河床勾配 1/		
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》名		被害者	才	公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載	
		行方不明	《 》《 》名		被害者	才		
		負傷者	《 》《 》名		年齢	才		
	物的被害	人家被害	全壊・流出	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
			半壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
			一部損壊	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
			床上浸水	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
			床下浸水	《 》《 》戸	木造	《 》《 》戸	RC	《 》《 》戸
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)	農地被害	(種類・面積)		
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)							
二次災害の可能性	(有・無)							
保全対象	km下流に人家		戸	(人)	道路名等			
	(その他)							
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)							
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したかorする予定か)							
応急対応								
緊急事業等					災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]		
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	(年指定)	地すべり防止区域	[国土・林・農]			
	保安林	河川区域	[1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域				
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域				
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域				
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域				
		その他( )						
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名		
	②所属	氏名			④所属	氏名		
	座標	北緯	度	分	秒			
		東経	度	分	秒			

\* [添付図面等] 本省公表の有無：  
 \* 都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事  
 \* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること  
 \* 写真は、別途e-mailにて送付すること  
 \* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

詳細報告用（緊急報告を添付）

（溪流名）

災 害 報 告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

気象状況 〔調査中・確認済・不明〕	観測所名及び溪流（谷出口）との距離	観測所名	距離	km		
	連続雨量	（緊急報告に記載）				
	最大24時間雨量	（緊急報告に記載）				
	最大時間雨量	（緊急報告に記載）				
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）	mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時		
積雪・融雪状況	観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	※雨量状況については累加雨量グラフ。時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温。土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかなる場合はグラフ中に矢印で明記すること。			
	風向（災害発生時）					
保全対象 ※土石流危険渓流または準ずる溪流の場合のみ危険渓流カルテの内容を記入 〔調査中・確認済〕	人家戸数	戸				
	人口	人				
	耕地面積	ha				
	災害弱者関連施設	1有・2無	施設名			
	公共施設	1有・2無	施設名			
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 〔調査中・確認済〕	特別警戒区域	警戒区域				
	人的被害	死者	名	名		
		行方不明	名	名		
		負傷者	名	名		
	人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造 戸 RC 戸	
	半壊	戸	戸	木造 戸 RC 戸		
	一部損壊	戸	戸	木造 戸 RC 戸		
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	〔無・有〕			
		避難場所	施設名			
		避難経路	〔無・有〕			
	表示板設置	〔無・有〕 ( 箇所)				
警戒避難基準雨量の設定	〔無・有〕	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr	
		設定時期	年 月			
現地調査結果	土砂流出状況	〔無・有〕	氾濫区域 I	氾濫区域 II	氾濫区域 III	
			氾濫面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			平均堆積深	m	m	m
			最大堆積深	m	m	m
			氾濫最大延長×氾濫最大幅	m ×	m	
			氾濫終息点の勾配	度		
			最大礫径	m		
	流域内の既存施設	〔無・有〕	合計	基	(透過型)	(不透過型)
			(砂防)	基	基	基
			(治山)	基	基	基
(所管不明)			基	基	基	
天然ダム	〔無・有〕					
崩壊地付近の亀裂	〔無・有〕					
流木の堆積場所	〔無・有〕	堆砂区域上流 ・ 堆砂地内 ・ 水通し部 ・ ダム下流部 その他 ( )				
通報者または第一発見者 (該当する項目に○をつける)	〔確認済・不明〕	市町村（部署名）				
		住民				
		その他				
		座標	北緯	度	分	秒
			東経	度	分	秒

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

詳細調査報告用

地区名 \_\_\_\_\_

対策

関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直轄	砂防指定地 ( _____ 年指定)	地すべり防止区域 [ 国土・林・農 ]
	保安林	土石流危険渓流[ I・II・準ずる]	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法による災害危険区域
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域
	災害対策基本法防災計画区域		
	その他 ( _____ )		

様式第9号（水道施設被害）

（表9の1）

天龍村

水道施設被害状況報告〔中間確定〕				
災害の名称		災害発生日時	月	日 時
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	( )	受信者	( )	
水道の名称		給水区域及び現在給水人口	( 戸 人)	
被害給水区域及び被害給水人口	( 戸 人)			
災害の状況		被害金額	千円	
応急措置及び給水現状				
	給水応援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急応援の要否	給水車 両/日 m <sup>3</sup> 分	乾式注入能力 g/h 機		
	ろ水器 両/日 m <sup>3</sup> 分	湿式 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/ 日 m <sup>3</sup> 日間	簡易滅菌機 g/h 機		
	水道から応急給水/ 日 m <sup>3</sup> 分	液体塩素 kg入 本		
	日間	さらし粉高度 普通 500g 本		
	必要なし	必要なし		

様式第10号 (廃棄物処理施設被害)

(表10の1)

天龍村

廃棄物処理施設〔ごみ・し尿・ 下水道終末処理〕被害状況報告〔中間 確定〕			
災 害 の 名 称		災害発生日時	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分
発 信 者	( )	受 信 者	( )
被 害 施 設 名			
被害の区域および処理 人 口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式第11号（感染症関係）

（表11の1）

天龍村

感 染 症 関 係 報 告 <span style="font-size: small;">〔 中間 確定 〕</span>			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分
発 信 者	( )	受 信 者	( )

感 染 症	項 目	発 生 患 者 等 数					備 考
		患 者	疑 似	無 症 状 病 原 体 保 有 者	計	う ち 死 者	
感 染 症	病 名						
備 考							

様式第12号（医療施設被害）

（表12の1）

天龍村

医療施設被害状況報告 <small>（中間確定）</small> 保健所名										
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時				
報告の期限	月 日 時現在			発受信時刻		日 時 分				
発信者	（ ）			受信者		（ ）				
区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊	流失	半壊	浸水	その他		
（病院）				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
（診療所）										
合 計										

- （注） 1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。  
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。  
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第13号（商工関係被害）

（表13の1）

天龍村

商工関係被害状況報告〔中間確定〕							
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時	
災害発生場所							
報告の時限		月 日 時現在		発受信時刻		日 時 現在	
発信者		( )		受信者		( )	
被害区分			業種区分				
			鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事業所	建物の被害（ア）	全壊	棟数（棟）				
			損害額（千円）				
		半壊	棟数（棟）				
			損害額（千円）				
		その他の被害	棟数（棟）				
			損害額（千円）				
	土地の被害（イ）		損害額（千円）				
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額（千円）				
製品・仕掛品・原材料の損害		損害額（千円）					
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害		件数（件）					
		損害額（千円）					
商工会議所・商工会の被害		件数（件）					
		損害額（千円）					
小計		損害額（千円）					
除雪、排水等の災害対策に要した経費（千円）							
その他災害の発生により生じた損害額（千円）							
損害額総計（千円）							
被害件数（事業（務）所数）							

- （注） 1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

様式第14号（観光施設被害）

（表14の1）

天龍村

観光施設被害状況報告〔中間確定〕											
災害の名称						災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所											
報告の時限		月 日 時現在				発受信時刻		日 時 分			
発 信 者		( )				受 信 者		( )			
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）											
区 分	県 工 事		村 工 事		そ の 他		計				
	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	箇 所	被 害 額	
道 路		千円		千円		千円				千円	
橋 梁											
計											
2 一般観光地建物等											
区 分	県 有 施 設		村 施 設		国民宿舎・ 旅 館 等		その他施設		計		
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	
建 物 そ の 他	全 壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半 壊										
	その他										
	計										

様式第15号 (教育関係施設被害)

(表15の1)

天龍村

教育関係施設被害状況報告 (中間確定)										報告者			
災害の名称		災害発生年月日		年 月 日		災害発生場所				受信者			
施設の種別		報告の时限		年 月 日 時現在		発信者				受信者			
発受信日時	災害発生 日 時	施設の名称	建 物						工 作 物 被害金額	土 地 被害金額	設 備 被害金額	被 害 額 合 計	被害状況
			要 新 築				要補修 大破以 下金額	計 被害金額					
			全 壊		半 壊								
			面積	金額	面積	金額	金額	金額					
日 :	日 :		m <sup>2</sup>	千円	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

- (注) 1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。  
 2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に市町村合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を ( ) 書で記入すること。  
 3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。  
 4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

様式第17号（村有財産被害）

（表17）

天龍村

村有財産被害状況報告〔中間確定〕			
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	( )	受信者	( )

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数 (計)	全 壊 (流失)	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備 考	
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円		
	小 計									
公 共 土 木 施 設 被 害  (村単災のみ)	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備 考		
	河 川	箇所					千円			
	道 路									
	橋 梁									
	小 計									
そ の 他	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備 考		
		箇所					千円			
	計	—	—							

（注）本表は、村から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

様式第19号

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	( 月 日 時 分 )	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	( 月 日 時 分 )	( 月 日 時 分 )	( 月 日 時 分 )	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
	軽 症		人				
建物の概要	構造		建築面積				
	階層		延べ面積				
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積		m <sup>2</sup>
		半 焼 棟			建物焼損表面積		m <sup>2</sup>
		部分焼 棟			林野焼損面積		a
		ぼ や 棟					
り災世帯数			気 象 状 況				
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人			
	消 防 団		台	人			
	そ の 他			人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

様式第19号の2

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分			
		都道府県				
		市町村				
		報告者名				
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
施設の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ( )		物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ( )					
出火箇所		出火原因				
施設の概要		危険物施設の区分				
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人		
			重 症 中等症 軽 症	人 人 人		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定  月 日 時 分 使用停止命令  月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材		
		事業所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			その他	人		
			消防本部(署)	台	人	
			消防団	台	人	
			海上保安庁	人		
			自衛隊	人		
	その他	人				
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

様式第21号 (被害状況総合)

(表21の1) 被害状況総括

天龍村

被害状況総括 (中間確定) 月 日 時現在) 県災害対策本部 県危機管理・消防防災課

災害の名称:	
発生日時:	
発生地域:	
被害総括	
人的被害	死者、行方不明、計= 人 重傷者、軽傷者、計= 人
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円(、千円) (10億) (百万) (※印の計)

災害対策本部 の設置状況	-----
災害救助法の 適用	-----
自衛隊の出動 状況	-----
(概要)	-----
	-----
	-----
	-----

被害者の別		発生数	被害額 (千円)	
住家等の被害	棟数	計 (棟)		
		全壊 (棟)		
		半壊 (棟)		
		一部破損 (棟)		
		床上浸水 (棟)		
		床下浸水 (棟)		
	非住家の全・半壊 (棟)			
	世帯及び人員	計	世帯 人	
		全壊	世帯 人	
		半壊	世帯 人	
		一部破損	世帯 人	
		床上浸水	世帯 人	
		床下浸水	世帯 人	
農業関係被害	計			
	農作物	水陸稲 (ha)		
		(ha)		
	施設 (件)		▽	
	畜産物等 ( )			
	農地 (ha)			
農業用施設 (箇所)				
林業関係被害	計 (箇所)			
	治山 (箇所)			
	林道 (箇所)			
	その他			
※国直轄分(治・林・他)		※		
公共土木施設関係被害	計 (箇所)			
	河川 (箇所)			
	砂防 (箇所)			
	道路 (箇所)			
	橋りょう (箇所)			
	※国直轄分(河・道・橋)		※	
その他の被害	右欄の計 (千円)			
	うち建物(▽印の計)			

被害者の別		発生数	被害額 (千円)	
都市施設被害	計 (箇所)			
水道施設被害	計 (施設)			
	被害給水人口 (人)			
清掃施設被害	計 (施設)			
医療施設被害	計 (施設)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
商工関係被害	計 (件)			
	うち建物被害	鉱工業 (棟)	▽	
		商業 (棟)	▽	
		その他 (棟)	▽	
うち製品・原材料等				
うち間接被害				
観光施設被害	計 (箇所)			
	うち建物被害 (箇所)		▽	
教育関係被害	計 ( )			
	うち建物被害 (棟)		▽	
県有財産被害	計 ( )			
	うち建物被害 (棟)		▽	
村有財産被害	計 ( )			
	うち建物被害 (棟)		▽	
	うち土木小災害 (箇所)			
社会福祉施設被害	計 (施設)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
国保診療施設被害	計 (施設)			
	うち建物被害 (棟)		▽	
公益事業関係被害	計		※	
	鉄道	不通箇所 被害件数		
	通信	不通回線		
	電力	被害箇所 (停電地区)		
ガス	被害箇所			
その他				

## 2 自衛隊災害派遣要請様式

第 年 月 日 号

長野県知事 様

天龍村長 印

### 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

#### 記

#### 1 災害の情况及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を要請する事由

#### 2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 活動希望区域
- (2) 活動内容

#### 4 その他参考となるべき事項

### 3 ヘリコプター運航要請様式

長野県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話 0263-85-5511.5512

F A X 0263-85-5513

航空隊受信時間	時 分現在						
1 要請機関名	TEL		発信者				
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他						
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ( )						
4 発生場所  (発生時間)  (事故概要)  (目標)  (離着陸場所)	市・町・村		番地				
	平成	年	月	日	午前・午後	時 分頃	
5 気象条件 (現場)	視程	m	天候	雲量	(高 m)	風向	
	風速	m/s	気温	℃	(	警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職名・氏名						
7 通信手段 (現場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)						
8 傷病者等	氏名		年齢	歳	性別	男・女	
9 傷病名・症状							
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び 目標 (病院名)		搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)				
11 要請日時	平成	年	月	日 (曜日)	時	分	
12 他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	機数	機			

※以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※ その他の特記事項	
航空隊担当者	



